

官報號外

明治四十二年三月十八日

印 刷 局

○第一十四回衆議院議事速記錄第十六號

甲子年三月廿二日

議事日程 第十五號 明治四十一年三月十七日

歸事日程 第十五號  
午後一時開議 明治四十二年三月二十一日

## 肥料取締法改正法律案(政府提出)

第三  
明治三十八年度歲入歲出總決算及各特  
明治四一年法律第三十一號中改正去肆

## 第四 案(政府提出)

第三 公議人法案(西府提出)  
軍人懲給法中修改正法律案(政府提出、貴

第六  
第七  
衆議院議員選舉法中政黨肆業案(國井庫)  
族院送付)

第八  
衆議院議員選舉取締ニ關スル法律案

第九  
十八名提出

第十 司村制中改正法律案

**第十一 質屋取締法中改正法律案** (議院四郎外十二名提出)

第十二  
長崎縣  
法律案  
梅野初實外  
七名是出

北海道國有林中公有林豫定地附與二關  
〔續三〕〔續四〕

第十四回  
町村合併二關スル建議案(植場平外)  
馬場四名提出

第十五 狩獵免許稅減額 二關スル建議案 (河上英外三名提出)

第十六外  
件（特別報告第一號）廣島江津間鐵道速成

第十七 條 (特別報告第四號) 日露戰爭二因ル個人  
濟ノ請願外二件

第十八  
（特別報告第五號）利根川水害豫防工事  
精願外二十四件

第十九（特別報告第六號）高等商業學校設立ノ  
特別報告第七號鐵道速成ノ請願

## 第三十一（特別報告第十七號）新庄酒田間鐵 （請願）

第二十二（特別報告第十八號）鐵道速成ノ請願

官報號外

明治四十一年三月十八日(明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可)

衆議院議事速記錄第十六號

長人報告

三  
九

脚氣病ノ病源未タ發見セラレスト雖モ軍隊ニ於テハ從來ノ實驗ニ基キ輓近ノ學說ヲ參酌シテ左ノ方法ヲ實施シツ、アリ  
一衣食住ノ一般衛生ヲ改善特モ脚氣病ヲ誘發ヘシト認ムルコトハ之ヲ避ケシム  
一兵ノ主食ヲ米麥(米七麥三ノ割)混食ナシ米ト麥トノ差額ヲ以テ副食物ヲ増シ麥食ノ養價ヲ補フ

二患者ハ之ヲ隔離シ相當ノ消毒ヲ施ス

一般ノ脚氣豫防方法ハ一般衛生ノ改良進歩ヲ圖ルニ在リ

一「ベスト」豫防ニ就テハ海外諸港及臺灣ヨリ來ル船舶ニ對シテ海港検疫ヲ嚴行シ且ツ極要ノ地方廳ニ臨時防疫職員若クハ臨時檢疫官ヲ設置シ又地方自

治體ヲ督勵シテ鼠族ノ買收驅除並検査消毒隔離檢病調査健康診斷死體檢索蓋被屑物類ノ取締等現行法規ノ所定ニ從ヒ各般ノ豫防方法ヲ施行セシメ

且屢主務省ヨリ官吏ヲ派遣シテ之ヲ周到ヲ期シ極力其ノ豫防撲滅ニ努メツ、

アリ去明治三十一年以來病毒ノ侵襲ヲ蒙リタル數次ニ及ヒ去三二八九年ノ如キハ同病ノ蔓延ニ一府十四縣十一市四十町村ニ涉リタルモ多クノ地

方ニ於テハ既ニ其終燒ヲ告ケ現下ニ於テハ病毒ノ最濃厚ナリシ大阪市ニ於テ

患者有菌鼠ノ發生絶へス又神戸市ニ於テモ時々有菌鼠ノ發生アル實況ナルヲ

以テ尙進テ豫防ノ方策ヲ嚴行シ以テ其撲滅ヲ期セントス

一痘苗ノ完全ナル有效期間ハ二箇月ニ過キサルヲ以テ平時多量ノ痘苗ヲ製造貯

藏スルコト能ハス然ルニ本年一月ニ至リ痘瘡一時ニ暴發シ各地方ヨリ痘苗ノ

需要一時ニ幅湊シ非常ノ多額ニ上リタルヲ以テ直ニ之ニ應スルコト能ハサルノ

事情アリタルモ當務者ヲシテ銳意之カ製造ニ從事セシメタル結果一月以降三

月十三日迄ニ既ニ一千六百万人分(三百二十万具)ヲ各地ニ配送シ尙引續

一豫防ニ關スル法律施行期限ハ勅令ヲ以テノラ定ムルコトハナリ居レルニ付

令發布セラレタリ

一目下調査中ニ屬スルモ差向キ先地方廳ヲ督勵シテ學校其ノ他ニ於ケル豫防措

置検丁其ノ他ノ治療方法等地方ノ狀況ニ應シ豫防救治ノ措置ヲ實施セシメ

一「トロボーム」豫防ハ政府亦夙ニ其ノ必要ヲ認メ之ニ關スル制度施設ニ就テハ

月十三日迄ニ既ニ一千六百万人分(三百二十万具)ヲ各地ニ配送シ尙引續

一豫防ヲナシ、アリ其ノ供給上今ヤ全ク些ノ遺憾ナキニ至レリ

政府ハ財政上ノ都合ニ依リ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行セントシ之カ勅

令發布セラレタリ

一右施行ニ伴フ效果ヲ收メツ、アルヲ信ス  
右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

補闕選舉ニ關スル調査ノ件

貴族院ハ本院ノ回付ニ係ル政府提出刑法案ハ本院ノ修正ニ同意シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

去ル十四日副議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

補闕選舉ニ關スル調査ノ件

貴族院ハ本院ノ回付ニ係ル政府提出刑法案ハ本院ノ修正ニ同意シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

去ル十四日副議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

補闕選舉ニ關スル調査ノ件

貴族院ハ本院ノ回付ニ係ル政府提出刑法案ハ本院ノ修正ニ同意シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

去ル十四日副議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

補闕選舉ニ關スル調査ノ件

貴族院ハ本院ノ回付ニ係ル政府提出刑法案ハ本院ノ修正ニ同意シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

去ル十四日副議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

補闕選舉ニ關スル調査ノ件

貴族院ハ本院ノ回付ニ係ル政府提出刑法案ハ本院ノ修正ニ同意シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

去ル十四日副議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

補闕選舉ニ關スル調査ノ件

貴族院ハ本院ノ回付ニ係ル政府提出刑法案ハ本院ノ修正ニ同意シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

去ル十四日副議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

補闕選舉ニ關スル調査ノ件

貴族院ハ本院ノ回付ニ係ル政府提出刑法案ハ本院ノ修正ニ同意シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

去ル十四日副議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

補闕選舉ニ關スル調査ノ件

貴族院ハ本院ノ回付ニ係ル政府提出刑法案ハ本院ノ修正ニ同意シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

去ル十四日副議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

補闕選舉ニ關スル調査ノ件

貴族院ハ本院ノ回付ニ係ル政府提出刑法案ハ本院ノ修正ニ同意シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

去ル十四日副議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

補闕選舉ニ關スル調査ノ件

貴族院ハ本院ノ回付ニ係ル政府提出刑法案ハ本院ノ修正ニ同意シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

去ル十四日副議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

補闕選舉ニ關スル調査ノ件

貴族院ハ本院ノ回付ニ係ル政府提出刑法案ハ本院ノ修正ニ同意シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

去ル十四日副議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

補闕選舉ニ關スル調査ノ件

貴族院ハ本院ノ回付ニ係ル政府提出刑法案ハ本院ノ修正ニ同意シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

去ル十四日副議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

補闕選舉ニ關スル調査ノ件

貴族院ハ本院ノ回付ニ係ル政府提出刑法案ハ本院ノ修正ニ同意シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

去ル十四日副議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

補闕選舉ニ關スル調査ノ件

貴族院ハ本院ノ回付ニ係ル政府提出刑法案ハ本院ノ修正ニ同意シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

去ル十四日副議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

補闕選舉ニ關スル調査ノ件

貴族院ハ本院ノ回付ニ係ル政府提出刑法案ハ本院ノ修正ニ同意シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

去ル十四日副議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

補闕選舉ニ關スル調査ノ件

貴族院ハ本院ノ回付ニ係ル政府提出刑法案ハ本院ノ修正ニ同意シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

去ル十四日副議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

補闕選舉ニ關スル調査ノ件

貴族院ハ本院ノ回付ニ係ル政府提出刑法案ハ本院ノ修正ニ同意シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

去ル十四日副議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

補闕選舉ニ關スル調査ノ件

貴族院ハ本院ノ回付ニ係ル政府提出刑法案ハ本院ノ修正ニ同意シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

去ル十四日副議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

補闕選舉ニ關スル調査ノ件

貴族院ハ本院ノ回付ニ係ル政府提出刑法案ハ本院ノ修正ニ同意シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

去ル十四日副議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

右及答辯候也

明治四十一年三月十一日

内務大臣 原 敬

陸軍大臣子爵寺内正毅

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

陸軍刑法施行法案

海軍刑法施行法案

鑛業	淺羽	小林	鈴木久次郎君	首藤陸三郎君
石井	遠藤良吉君	靖君	横田虎彦君	松井源内君
來遊	南條吉左衛門君	二關スル建議案	吉植庄一郎君	吉植庄一郎君
外客待遇ノ設備	大井敬一郎君	ト新君	荒谷倉蔵君	河井重藏君
輔助費	大野龜三郎君	和一君	古賀庸藏君	福井三郎君
航路	奥野市次郎君	惟貞君	進藤喜平太君	北畠具雄君
補助費	池田元太郎君	虎彦君	矢島浦太郎君	近江谷榮次君
鐵道	横田連絡鐵道速成三關スル建議案	福島宜三君	浅羽昌吉君	伊藤傳右衛門君
鐵道	山口廣瀬久政君	尾見濱五郎君	安藤芳藏君	河井重藏君
鐵道	川島久保伊一郎君	武富時敏君	大石熊吉君	福井三郎君
鐵道	山島青永見寛二君	福島宜三君	望月小太郎君	北畠具雄君
鐵道	山澤久保伊一郎君	松本君	安藤新太郎君	吉植庄一郎君
鐵道	森永島龜代司君	藤本君	田中定吉君	河井重藏君
鐵道	龍太郎君	伊夫伎資	天野童平君	福井三郎君
鐵道	太郎君	木鹿之助君	松井嘉平君	北畠具雄君
鐵道	太郎君	總兵衛君	源内君	吉植庄一郎君
鐵道	太郎君	遠藤神須見千次郎君	田中定吉君	河井重藏君
鐵道	太郎君	前島小林伸次君	天野童平君	福井三郎君
鐵道	太郎君	岡田元助君	松井嘉平君	北畠具雄君
鐵道	太郎君	治衛武君	源内君	吉植庄一郎君
體育	澤愛次郎君	星野久次君	河原林義雄君	河井恒之助君
體育	澤愛次郎君	中谷宇平君	神崎由布惟義君	松本精一郎君
體育	澤愛次郎君	大野久次君	神崎東藏君	河原林義雄君
體育	澤愛次郎君	大淵龍太郎君	大淵龍太郎君	大淵龍太郎君
體育	澤愛次郎君	荒川五郎君	秀磨君	秀磨君
體育	澤愛次郎君	五郎君	理事	理事
委員長	向坂弘君	理事	理事	理事
産業組合法中改正法律案委員會	小川平吉君	理事	理事	理事
委員長	岩鹽調查二關スル建議案委員會	小山田信藏君	理事	理事
岩鹽調查二關スル建議案委員會	阿部勇治君	理事	理事	理事
岩鹽調查二關スル建議案委員會	文行君	理事	理事	理事
大船渡鐵道鐵業ノ利益補給ニ關スル建議案委員會	矢島浦太郎君	理事	理事	理事
大船渡鐵道鐵業ノ利益補給ニ關スル建議案委員會	小田文行君	理事	理事	理事
帝國ノ領土内ニ於ケル裁判ノ效力ニ關スル法律案委員會	阿部勇治君	理事	理事	理事
帝國ノ領土内ニ於ケル裁判ノ效力ニ關スル法律案委員會	文行君	理事	理事	理事
委員長	山本幸彦君	理事	理事	理事

金鑛官營三關スル建議案委員會	理事	早速整爾君
委員長 根本 正君	理事	山村豊次郎君
陽曆勵行ニ關スル建議案委員會	理事	内藤利八君
委員長 三輪猶作君	理事	荒谷桂吉君
鐵道速成ニ關スル建議案委員會	理事	矢島浦太郎君
委員長 大岡育造君	理事	大石熊吉君
鑛煙毒豫防ニ關スル建議案委員會	理事	神藤才一君
委員長 吉植庄一郎君	理事	青地雄太郎君
鑛業獎勵ニ關スル建議案委員會	理事	廣瀬久政君
委員長 大井ト新君	理事	小林伸次君
來遊外客待遇ノ設備ニ關スル建議案委員會	理事	内山吉太郎君
委員長 奥野市次郎君	理事	横田虎彦君
體育ニ關スル建議案委員會	理事	小川平吉君
委員長 神崎東藏君	理事	高橋安爾君
勸業銀行及農工銀行ノ資金融通ニ關スル建議案委員會	理事	松本君平君
委員長 遠藤庸治君	理事	有林野面積實測ニ關スル建議案委員會
駿甲連絡鐵道速成ニ關スル建議案委員會	理事	藤金作君
委員長 松本君平君	理事	航路補助費復舊ニ關スル建議案委員會
民有林野面積實測ニ關スル建議案委員會	理事	横田虎彦君
委員長 藤金作君	理事	委員長 横田虎彦君
航路補助費復舊ニ關スル建議案委員會	理事	高橋安爾君
委員長 高橋安爾君	理事	會計法中改正法律案委員會
會計法中改正法律案委員會	理事	議長(杉田定一君)
議長(杉田定一君)	理事	是ヨリ會議ヲ開キマス、御諸リ申スコトアリマス、鑛煙毒豫防
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、該委員ハ議長指名ニ付キ、補缺トシテ森本駿君ヲ指名致シマス、體育ニ關スル建議案委員島津良知君病氣ニ付キ、辭任ノ申出ガアリマス、許可シテ御異議ガアリマセカ	理事	二關スル建議案委員島津良知君病氣ニ付キ、辭任ノ申出ガアリマス、許可シテ御異議ガアリマセカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)	理事	(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、該委員ハ議長指名ニ付キ、補缺トシテ森本駿君ヲ指名致シマス、體育ニ關スル建議案委員島津良知君病氣ニ付キ、辭任ノ申出ガアリマス、許可シテ御異議ガアリマセカ	理事	(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長（杉田定一君） 御異議がナイト認メマス、該委員ハ議長指名ニ付キ、其補缺トシテ 紺木卿太郎君ヲ 指名致シマス、航海獎勵法中改正法律案委員會ヲ 是ヨリ開會致シ タイト云フ 請求ガ出テ居リマス、許可シテ御異議アリマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（杉田定一君） 御異議ガナイト認メマス、請願委員六分科中寺院ニ關ズル法律案制定ノ件外二件特別委員會ヲ開會シ タイト云フ 請求ガ出テ居リマス、許可シテ差支アリマセヌカ

○議長(杉田定一君)御異議がナイト認メマス、請願委員第三分科會ヲ是ヨリ開會(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

レタイト云フ請求ガアリマス、許可シテ御異議ガアリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認ヘマス、許可スルコトニ決シマス

○三輪猶作君(陽曆廣行ノ委員諸君ハ第十委員室へ御集リ)願ヒマス

○議長(杉田定一君) 先刻報告ヲ致シマシタル通り、陸軍刑法施行法案、海軍刑法

施行法案ヲ貴族院ヨリ送附セラレマシク、就キマシテハ此兩案ハ陸海軍刑法案附屬シタル議案デアリマスカラ、其委員ニ直ニ付託シタル思セマスガ、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、其通り致シマス、日程第一、肥料

取締法改正法律案第一讀會、議案ノ朗讀ハ省略シマス

### 第一 肥料取締法改正法律案(政府提出)

#### 第一 読會

##### 肥料取締法

###### 肥料取締法改正法律案

第九條 左ノ各號ノ一一該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ肥料及原料ハ刑法第十九條ノ物ニ非サル場合ト雖之ヲ沒收スルコトヲ得

一 詐欺ノ行爲ヲ以テ免許ヲ受ケタル者

二 肥料ヲ偽造シ又ハ人ヲ欺罔スルノ目的ヲ以テ肥料ニ他物ヲ混和シタル營業者

三 偽造シ又ハ人ヲ欺罔スル目的ヲ以テ他物ヲ混和シタル肥料ヲ輸入、移入又ハ授受シタル營業者

四 肥料ニ虛偽ノ保證票ヲ添附シタル營業者又ハ他人ノ保證票若ハ他人ノ保證票ヲ有スル容器ヲ使用シタル肥料又ハ他人ノ保證票若ハ他人ノ保證票ヲ有スル容器ヲ使用シタル肥料ヲ輸入、移入又ハ授受シタル營業者

五 虛偽ノ保證票ヲ添附シタル肥料又ハ他人ノ保證票若ハ他人ノ保證票左ノ各號ノ一一該當スル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處シ第一號乃至第四號ノ場合ニ於テハノ肥料及原料カ刑法第十九條ノ物ニ非サルキト雖之ヲ沒收スルコトヲ得

一 免許ヲ受ケシテ肥料營業ヲ爲シタル者

二 第七條ニ依ル命令ニ違反シタル者

免許又ハ認可ヲ受ケサル製造方法ニ依リ肥料ヲ製造シタル營業者

三 免許又ハ認可ヲ受ケサル肥料ヲ製造、輸入、移入又ハ賣買シタル營業者

四 第五條ニ依ル處分ヲ拒ミタル者

更シタル營業者

五 認可ヲ受ケシテ製造場ノ位置又ハ製造若ハ藏置ニ關スル設備ヲ變

第六條 第四條ニ依ル保證票ヲ添附セサル營業者

第七條 第十二條肥料營業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 肥料營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十四條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第十五條 附則

第十六條 本法施行前ニ於ケル肥料ノ製造販賣又ハ販賣ノ免許ノ效力ハ明治四十一年

由ヲ通リ陳述致シマスル、現行ノ肥料取締法ハ既ニ實施セラレマシテカラ、六箇年ノ歲月ヲ經テ居ルノアリマスルが其法律制定ノ結果ト致シマシテ、不正若クハ粗惡ナルトコロノ肥料ヲ防遏致シマスル上三於キマシテハ、頗ル效果ヲ得タ譯アリマスル、然ルニ近時農業ノ益々發達致シマスルト共ニ此肥料ナルモノ、需要が益々増加ヲ致シテ參りマシテ、殊ニ此輸入ノ肥料ノ如キハ年ト共ニ益々其量ヲ増加スト云フ勢ニテ居リマスル、現ニ昨明治四十年ノ如キハ輸入ノ肥料ニ致シマシテ其金額ガ二千八百万圓餘ニ上ツタト云フヤウナ大數ヲ示シテ居リマス、之ヲ肥料取締法ヲ實施致シマシテ六箇年前ノ狀

(政府委員久米金福君登壇)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前ニ於ケル肥料ノ製造販賣又ハ販賣ノ免許ノ效力ハ明治四十一年

十二月三十一日限トス

(政府委員久米金福君登壇)

由ヲ通リ陳述致シマスル、現行ノ肥料取締法ハ既ニ實施セラレマシテカラ、六箇年ノ歲月ヲ經テ居ルノアリマスルが其法律制定ノ結果ト致シマシテ、不正若クハ粗惡ナルトコロノ肥料ヲ防遏致シマスル上三於キマシテハ、頗ル效果ヲ得タ譯アリマスル、然ルニ近時農業ノ益々發達致シマスルト共ニ此肥料ナルモノ、需要が益々増加ヲ致シテ參りマシテ、殊ニ此輸入ノ肥料ノ如キハ年ト共ニ益々其量ヲ増加スト云フ勢ニテ居リマスル、現ニ昨明治四十年ノ如キハ輸入ノ肥料ニ致シマシテ其金額ガ二千八百万圓餘ニ上ツタト云フヤウナ大數ヲ示シテ居リマス、之ヲ肥料取締法ヲ實施致シマシテ六箇年前ノ狀

況ニ對比致シテ見マスルト、正三二倍ノ増加ヲ見テ居ルヤウナ譯アリマス、又内地ニ致シマシテモガ、イロ／＼製造ヲ致シマスル其高ガ、六箇年前ト比較ヲ致シテ見マスルト二倍以上ニ達シテ居リマシテ、其金額ガ二千万圓以上ニ上リテ居ル譯アリマス、殊ニ此ノ如ク肥料ノ需要ト申シマスモノハ益々増進ヲ致シテ參ッテ居ルヤウナ譯アリマシテ、殊ニ此人造肥料ナルモノ、需要ト云フモノハ、各地トモ頗ル盛シナツテ參ル狀況アリマスル、諸此ノ如ク需要ガ増進致シマスルニ付キマシテ、既設ノ會社ハ勿論、新規ニ肥料製造ヲ企アルトコロノ事業ト云フモノハ益々起テ參リマスルシ、又會社ト申サヌデモ一個人致シマシテ——自然此製品ノ販賣ノ上ニ於キマシテ、互ニ競爭ヲ致シマスルノ結果トシテ、自然粗惡ナルモノヲ捨ヘル、所謂粗製濫造ノ弊ヲ來スト云フヤウナコトが無イズモナイノアリマスル、又其間ニ處シマシテ、奸商達ガソレニ乘シマシテ、イロ／＼此賣買上ニ於テ不正ナル手段ヲ致スト云フコトモ免レヌノデゴザイマス、ソレガ故ニ今日ノ急務ト致シマシテハ、此製造竝ニ販賣ニ關係致シマシテカラ、取締ヲ嚴ニ致スト云フコトハ最モ必要アリマスケ、斯ク致シテヨツ始メテ此農業者竝ニ正當ノ事業者ガ保護致サレ、又獎勵致サレル譯アリマスル、ソレ故ニ政府ニ於キマシテハ過去八箇年ノ實績ニ顧ミマシテ現行ノ法ノ意味ガ聊カ明確ヲ缺キマスルガ故ニ、此取締ルベキトコロノ物件其物ニ對スル範圍等ヲ極メマスルモノガ是ガ第一、又現行ノ取締法ノ上ニ於テ種々認可ヲ受ケナケレバ出來ナシテアリマスル、デ本案ニ於キマシテ改正ヲ致シマスルトコロノ要點ノ一一ヲ申シテ見マセウナラバ、此現行法ノ上ニ於キマシテハ、肥料取締法ヲ適用シマスルトコロノ肥料ナルモノノ極メマスルモノガ是ガ第二、又現行ノ取締法ノ上ニ於テ種々認可ヲ受ケナケレバ出來ナシテアリマスル、ソレ故ニ此現行法ノ上ニ於テ種々認可ヲ得マシタ事業ヲモ、更ニ免許モ得ズニ勝手アリマスカラシテ、其弊ヲ杜絶スル必要ガアリマスカラ、其邊ニ對スル相當ノ規定ヲ置キマシタ次第アリマスル、又唯今デモ其保證票ト云フモノハ此製造シタ肥料ニ貼付テ居ルノデゴザイマスガ、是ラバ此度ノ改正案ニ於キマシテ保證票ヲ添付スルト云フコトヲ法律上ニ義務ト云フコトニ致シマス、或ハ又盧偽ノ保證票ヲハ添附シタモノニ對シテハ、刑罰ヲ以テ是ガ制裁ヲ致スト云フヤウナ規定モアリマシテ、サウシテ善良ナルトコロノ肥料ノ需要ヲハ進メテ、サウシテ農家ヲ保護シモアリマシテ、又未成年者或ハ禁治產者或ハ法人等ニ對シマシテ、所罰ニ缺然アリマスルヲ補缺致スト云フヤウナ規定モゴザイマス、要スルニ、此法案ハ不正若クハ粗惡ナルトコロノ肥料ノ販賣、竝ニ授受等ニ對シマシテ、此等ヲ未然ニ防ガウト云フノが趣意アリマシテ、サウシテ善良ナルトコロノ肥料ノ需要ヲハ進メテ、サウシテ農家ヲ保護シ農業ヲ進メルト云フノが本案ノ趣意デゴザイマスカラ、此邊ヲ御諒知下サイマシテ、十分御審査ノ上御協賛ヲ希望スル譯アリマス

○中西六三郎君 チヨット質問ガアリマス、此法律ノ第一條ニ肥料ト稱スル云々ト云フ

定義ガアリマスガ、勿論魚粕ノ如キハ此中ニ入テ居ルモノト認メラマス、若シ魚粕ガ此中ニ入テ居ルトスレバ、第一條ノ肥料ノ製造ト云フ中ニハ、漁業家ガ捕獲シタル魚ヲ製造スルノモ包含シテ居リマスヤ否ヤ、若シソレガ包含シテ居ルト致シマスルト、此法律ノ各條ヲ實際ニ應用スル上ニ於テ、多クノ疑問ガアルノデアリマスカラ、唯今此關係ヲ承ッテ置キタイト思ヒマス

○政府委員（久米金彌君） 御答致シマスガ、第二條ノ方へ參リマシテ、他ノ製造業ニ附帶シマシテ出來ルモノニアリマシテ、ワレガ恰モ此法律ニ適用ノアルヤウナモノ、如キハ、第二條以下ニ於テソレ／＼規定ガアルノデアリマスカラ、取締ルモノハ取締リ、又取締

○政府委員（久米金彌君） ウレガ唯今申シマシタ通り、第二條ノ方ニ肥料ノ調合、

又ハ製造業ニ伴フ肥料トナルベキ副產物ノ產出ハ、又ヲ肥料ノ製造ト看做スル云フコトニ致シテ置キマシテ、サウシテ其製造業ナリ、副產物ノコトハ、餘程此實際ニ付テイヨ／＼規定シテ參ラヌケレバナラヌモノアリマスカラ、主務大臣ガ之ヲ極メル、詰リ主務大臣が規定致シマスルト、始メテ此法律ノ方ニ這入ルト云フ風ニナツテ居ルノデス

○中西六三郎君 スルト此法律ノ中ニハ、ドレダノ種類ノモノガ支配サレルト云フコトガ赤ダ分ラヌノデスカ

○政府委員（久米金彌君） 詰リ主務大臣が極メマシテ、サウ云フ事業ナラバコチラヘ入レル、ア、云フ事業ハ入レスト云フコトハ、此法律ノ實施ノ上ニ極メテ行クコトニ規定シテアリマスカラ、左様御承知ヲ願ヒタ

○議長（杉田定一君） 御質問モナイヤウデアリマスカラ次ニ移リマス、日程第一、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉

第一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○恒松隆慶君 本案ハ十八名ノ委員、議長指名ナランコトヲ希望致シマス

○議長（杉田定一君） 御異議がナイト認メマス

○荒川五郎君 議長

○議長（杉田定一君） ヨリ開キタイト云フ請求ガアリマス、許可シテ御異議ハアリマセスカ

○議長（杉田定一君） 「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ

○委員會ヲ是ヨリ開キシタイト云フ申出ガアリマス、許可シテ御異議ハアリマセスカ

○議長（杉田定一君） 「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長（杉田定一君） 御異議ガナイト認メマス、本日午後二時三十分ヨリ都制案委員會ヲ開キタイト云フ請求ガアリマス、許可シテ御異議ハアリマセスカ

○議長（杉田定一君） 「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長（杉田定一君） 御異議ガナイト認メマス、荒川五郎君、何デスカ

○議長（杉田定一君） 今ノ産業組合法ノ委員會ヲ開イテ宜シウゴザイマスカ

○議長（杉田定一君） ソレハ許可ニナタノデス

○荒川五郎君 ソレデハ、ドウゾ委員諸君ハ第七委員室ヘ御集リヲ願ヒマス

○議長（杉田定一君） 日程第三、明治三十八年度歲入歲出總決算及各特別會計歲入歲出決算ヲ議題ト致シマス、委員長佐々木正藏君

○佐々木正藏君 登壇

第三 明治三十八年度歲入歲出總決算及各特別會計歲入歲出決算

○佐々木正藏君 決算委員會ノ經過結果ヲ報告致シマス、明治三十八年度歲入歲出總決算、明治三十八年度各特別會計歲入歲出決算、之ヲ審査スルニ當リマシテ、委員會ハ四ツノ科ヲ分シテ、サウシテ審査ヲ致シタノデアリマス各分科ニ於テ調査會ヲ開クコトが通シテ八回、ソレカラ總會ヲ開イテ審議ヲ致シタモノが五回アリマス、サウ致シマシテ此歲入ノ決算額ハ、五億二千五百一十五万六千二百九十一圓七十九錢三厘、歲出ノ決算額が四億一千七十四万千二百一圓五十錢四厘、此中ニ於テ會計検査院ニ於テ検査未定ノ金額ガアリマス、是が歲入ノ部ニ於テ三千八百四十四圓六十四錢二厘、歲出ノ部ニ於テ二十七万八千十二圓五十二錢六厘、是ハ會計検査院ニ於テ其審理ニ對スル答辯、竝ニ證憑書類等ノ提出ガ未濟テ、ソレカラ又此犯罪事件ニ付テ、ソレニ關係シタ者ノ未ダ結了シナイモノガ金額ニシテ今ノ高ガアルノデ、尙此検査報告依シテ見マスルト、豫算ハ法律勅令ニ違反シタルモノ、事項ガ、歲入ノ部ニ

於テ即チ十四件、歲出ノ部ニ於テ十七件、國債ノ部ニ於テ一件、官有物ニ於テ五件、特別會計ニ於テ八件、既往年度即チ二十七年年度ノ歲出ノ部ニ於テ三件、以上四十件ノ違法若クハ不當ト云フ報告ニナシテ居ルノデアリマス、委員會ニ於テハ審議ノ未、此中ニ是認シタルモノモアルノデアリマス、又違法不當ト議決致シタルモノニ付テハ、既ニ報告書ニ其要領ヲ書イテ、諸君ノ御手許ニ固シテアルノデアリマス、要領ケケハ報告書ニ就テ御覽ニナレバ明瞭ニ分ルノデアリマス、併ナガラ其中ニ最モ識論ノアツタコロノ一二ノ件ヲ此處ニ述ヘテ置クノハ必要デアラウト思ヒマス、第一ハ彼ノ内務省ノ部ニ於テ、嘗テ本院ニ於テ質問演説トナシテ、既ニ其事件ノ要領ハ諸君が御記憶ニモナシテ居ラウト思ヒマス、彼ノ北海道ノ小樽支廳管内ニ於ケル土地ノ拂下事件、即チ彼ノ還祿士族ノ德永エニ對シテ、小樽區ニアルトコロノ土地一万二千三百二十一坪、是レノ代價ハ實際ハ數万圓ノ代價アルモノヲ、僅ニ九圓一千錢餘ヲ以テ拂下ダタノデアル之ヲ拂下ダタニ付イテハ、尙又其他ニモ明治三十七年度ニ於テ十勝國ノ利別太市街豫定地域ニ留萌其他ニ於テ一万五千三百九十三坪ヲ、僅ニ代價十一圓五十四錢五厘ニ拂下ダタアルノデアル、之ニ對シテハ既ニ處分ノ仕方が甚ダ不當デアル、尤モ此ノ如キ數万圓ノ代價アルモノヲ、僅ニ九圓後許テ拂下ダト云フヤウナコトハ、行政處分トシテモ頗る常識ニ外レタモノデアル、故ニ政府ハ之ヲ不當トシテ、時ノ北海道廳長官即チ男爵園田安賀氏竝ニ彼ノ事務官ノ武井友貞此兩人ニ對シテ懲戒處分ヲ以テ謹責シタト云フコトデアリマス、併シ之ヲナスニ於テハ政府ノ辯明ニ依リマルト云フト、ヤハリ彼ノ明治八年ノ五月開拓使布達ノ第三號ト云フモノガアリ、併ナガラ價格ノ極ク高イモノヲ廉ク之ヲ拂下ゲタト云フコトハ誠ニ不當デアルカラ、此ノ如ク行政處分ヲ致シタノテ處分ヲシタモノナルカラシテ、違法處分ヲハナイ、併ナガラ拂下ゲタト云フコトデアリマス、然ルニ委員會ハヤハリ會ノ處分ヲ通リ、既ニ此布達第三號ト云フモノハ今日廢止ニナシテ居ルモノデアル、明治十九年ノ六月閣令第十六號ト云フ

治三十一年三月ノ法律第二十六號、北海道國有未開地處分法、之ニ據テ既ニ布達第三號ト云フモノハ消滅シテ居レバ、即チ此北海道未開地處分ト云フモノハ、法律第二十六號ニ據テ之ヲ處分セネバナラヌ、然ルニ此處分ニ據レバ此ノ如キコトハスベキコトデナリ、即チ違法デアル又不當デアルト云フコトノ委員會ハ決議ニナシタノデアリマス、尙其違法デアル不當デアルト決議スルノミナラズ、委員會ニ於テハ既ニ違法處分ト云フモノハ國庫ニナシテ居レバ、今尙其財產ト云フモノハ國庫ニナシテ居ナリ、故ニ行政處分ヲ以テ之ヲ取消スト云フコトノ條件附ノ決議ニシヤウト云フ議論モ出ダノ、デアリマシク、又一ニハ此ノ如キ處分ト云フモノハ甚ダ失態ノ大ナルモノニアリ、監督官廳ノ怠慢ニ瀕レタコトデアルカラシテ、大ニ此事ハ決議ノ中ニ之ヲ加ヘテ、サウシテ其取消處分ヲ求メヤウト云フ說モ出ダノデアリマス、併ナガラ委員會ニ於テハヤハリ違法デアル、不當デアルト云フ決議ヲ致シタ以上ハ、ソレ以上ノコトノ處分法ヲ求メルト云フコトハ、自ラ別問題ニ屬スルノデアルカラシテ、サウスルニハ、及ブマイ、併ナガラ本院ノ決議ニ對シテ、政府ハ宜シク反省シテ、將來ハ十分注意ヲスベシト云フコトハ、既ニ其委員會ノ殆ド滿場ノ意圖テアシタト云フコトハ、茲ニ申述テ置クノデアリマス、唯今ノ件ハ其位ニ止メテ置キマシテ、又ニハ文部省ノ中ニ京都帝國大學ノ醫科大學病理學相當ノ備外國教師一名ニ要スル俸給及宿料、之ヲ外國人ヲ備フト云フコトデ、明治三十年九月一日ヨリ、三十六年八月三十一日マテ、三箇年間備入レルト云フコトデ、又ニ箇年ヲ組シテアシタノデス、然ルニ遂ニ其三箇年ハ實際ハ其備外國人ヲ備ウテ居ナシ、備ウテ居ナノミナラズ、又三箇年満チカトヨド、満期解備ト稱シテ、尙ソレカラ備継ト云フ體裁テ、又明治三十六年九月ヨリ三十九年ノ八月マテト云フモノハ年々豫算ヲ組シテアシタノデス、然ルニ遂ニ其三箇年ハ實際ハ其備外國人ヲ備ウテ居ナシ、備ウテ居ナノミナラズ、又三箇年満チカトヨド、満期解備ト稱シテ、尙ソレカラ備継ト云フ體裁テ、又明治三十六年九月ヨリ三十九年ノ八月マテト云フモノハ年々豫算ヲ組シテアシタノデス、然ルニ遂ニ其三箇年ハ實際ハ其備外國人ヲ備ウテ居ナシ、備ウテ居ナノミナラズ、又三箇年満チカトヨド、満期解備ト稱シテ、尙ソ

額ハ既ニ四万四千五百五十五圓ト云フ多額ニ上ダテ居ルノデス、六箇年間豫算ヲ要求シテ置イテ、サウシテ事實ハ之ヲ備入レナシ、備入レナシテ其金ハ特別資金ニ繰入レタト云フコトデス、成程政府ノ管轄ニ依シテ見マスルト、豫算ノ殘餘ハ資金ニ繰入ルベシト云フコトノ法律ハアルノデアリマス、併ナガラ事實ノナイ豫算ヲ、此ノ如クニ箇年、尙ニ篠年過ギタトコロデ、滿期解備ト稱シテ又後ノ三箇年ハ是ハ豫算ヲ要求シテ、サウシテ四万何千圓ト云フ資金ニ繰入レタト云フコトハ、最モ不適當ナコトデアル、即チ是ハ不當デアルト云フ決議ニナシタノデス、ソレカラ農商務省ニ於テ彼ノ秋田大林區署ノ徵收ニ係ル事件、其他司法省ノ小倉裁判所ノ事件等、多少ノ議論ガアツタノデアリマス、ケレモ要領ヲ報告書ニ書イテアリマスカラシテ、此所デハモウ申述ブル必要ガナイト思ヒマス、即チ要點ハ報告書ニ書イテアリマスカラシテ、然ルベク御決定ニナランコトヲ希望致シマス、此段報告致シマス

○議長（杉田定一君）別段御異論モナイヤウデアリマスルデ採決ヲ致シマス、此兩案トモ委員長ノ報告通り御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（杉田定一君）御異議ガナイト認メマス、委員長報告通り決シマス、日程第四、明治四十年法律第三十一號中改正法律案第一讀會ノ續、委員長澤田耕治郎君

○神前修三君 議長々々

○議長（杉田定一君）神前君ナシテスカ

○神前修三君 アトテ宜シウゴサイマス

#### 第四 明治四十年法律第三十一號中改正法律

第一讀會（委員長）

（澤田耕治郎君登壇）

○澤田耕治郎君 明治四十年法律第二十一號中改正法律案ノ委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、本案ハ四條ヨリ成立シテ居ル法規デアリマシテ、第一條ニ國庫ノ收入又ハ支拂金一錢未滿ノモノハ切捨テル、即チ一錢單位ニナシテ一錢ガ單位ノ本位ニナステ居ルノデゴザイマス、第三條ニ於キマシテ例外ヲ設ケテ、地租金ノミヲ一錢未滿ノモノヲ厘位ニスルコトニナシテ居リマス、又第四條ニ於テ國庫ノ收入金、又ハ又ハ仕拂金ニシテモ一錢未滿ハ厘位ニスルト云フコトニナシテ居リマス、之ヲ總テ五厘單位ニスルト云フノガ今度ノ改正案アリマス、其理由ヲ簡單ニ申上ダマスレバ近來銅ノ贋貨ノタメニ鑄瀆シガ大ニ行ハレテ厘錢ニ欽エラ告ゲタガタヌ、役場等ノ取扱ニ差支ヲ生ジタガタメニ此改正ヲ求メタト云フノデアリマス、委員會ハ此改正案ヲ認メマシテ滿場一致ヲ以テ原案ノ通り可決致シタノデアリマス、此段御報告ヲ致シマス

○武満義雄君 議長委員長ニチヨット御伺ヒラシタインデアリマス

○議長（杉田定一君）質問デスカ

○武満義雄君 質問デス、此改正案ハ事務ノ取扱上、簡捷ヲ期スルト云フコトが目的ニナシテ居ルノデアリマス、所が實際ヲ顧ミテ見マスルト尙今日ノ有様デハ不便デアラウト思フノデアルカラ、私ノ考カラ申シマスルト今日ノ實際ノ五厘銅貨ノ有高デハ尙今日同様ノ不便ヲ感ズルカラウト思ウテ居ルノデアル、ソレ等ノコトニ付テ委員會ハ政府ニ向シテ何カラスママイカト云フコトヲ委員長ニ向シテ相尋ネ、ワレカラ政府委員長ニ於テモサウ云フコトニ付テ御意見ガアルラバ、此處ニ其意見ヲ確メテ置クコトが必要デアラウト思ヘマス

○澤田耕治郎君 御答ヲ致シマス  
○議長(杉田定一君) 豊壇シテ御ヤリニナッタラドウデス  
○澤田耕治郎君 簡單テスカラ此席カラ申上ゲマス、政府デハ五厘銅貨ノ供給ハ十分  
分アアルカラ、是ニ差支ナトイ云フ答辯アリマス  
○武満義雄君 今委員長ヨリノ御話ハ承テ明瞭致シマシタガ、政府ニ尙確メテ置カ  
ナケレバナラヌ、尙確メテ置カナケレバ、又吾々ノ見ルトコロテハ今日ノ實際ノ有様ハ不足  
ヲ感シテ居ル、増鑄ラシナクテモ有高ガ多クナシテ散布シテ居ラカツナラバ、ソレハ此不  
都合ノナイヤウニ散布ノ途ノ講ズルトガ、或ハ不足ヲ感シテ居レバ増鑄ラスルト云フ考ア  
リマスカ、是ハ事實上ノ問題アルカラ、唯今委員長ノ述ベラレタ通リテアルカト云フコ  
トヲモウ一應確メテ其賛否ヲ決シヤウト思フ

(政府委員菅原通敬君豊壇)

○政府委員(菅原通敬君) 御答致シマスルが、五厘錢ノ發行ハ金高ニ致シマシテ凡  
ソ二百万圓、箇數ニ致シマシテ凡ソ一億万箇、是ダケが流通サレテ居ルノアリマスカ  
ラ、取引上格別ノ不便ヲ惹起スコトハナイト考ヘテ居リマス、併ナカラ實際ニ臨ミマシテ  
五厘錢が拂底ラ致シテ、取引上不便ヲ來スト云フヤウナコトガアリマシタナラバ、政府ニ  
於テハ五厘錢供給ヲ十分ニ致シ、其不便ヲ除クコトニ努ムル積リテゴザイマス  
○議長(杉田定一君) 神前修三君、先程ノコトハ……  
○神前修三君 私ハヤハリ武満君が御尋ニナタ趣意ト同様ゴザイマスカラ、モウ發  
言致シマセヌ

○議長(杉田定一君) 別段御質問モナイヤウデアリマスルテ採決ヲ致シマス、本案ノ  
二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、二讀會ヲ開クコトニ決シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 直チニ二讀會ヲ開カレテ確定アランコトヲ望ミマス  
○議長(杉田定一君) 長谷場君——唯今ノ御發言ハ直チニ二讀會ヲ云フヤウニ聽  
エマシタガ、直チニ二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ確定ト云フノアリマスカ

○長谷場純孝君 其通りテス  
○議長(杉田定一君) 其通りニ致シマス、長谷場君發議ノ通り直チニ二讀會ヲ開  
キ、二讀會ヲ省略シテ確定スルニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、直チニ二讀會ヲ開キマス——委員  
長ノ報告通り御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、委員長報告通り確定致シマス、日  
程第五公證人法案第一讀會ノ續キ、委員長機部四郎君

第五 公證人法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

(機部四郎君登壇)

○機部四郎君 報告致シマス、公證人法案ハ數回委員會ヲ開キマシテ、委員會ニ於  
テ數箇條修正ヲ加ヘマシテゴザイマス、其加ヘマシタ條項ヲ申シマスレバ、第二十八條  
或ハ第二十九條、第三十一条、第三十二條、第三十三條、第三十四條、ソレカラ第  
三十九條、第四十一条、第四十一條、第四十二條、第四十四條、四十  
一條、四十二条、四十四条、四十七条、五十五条等數箇條ニ亘リテ居リマスルが之  
ヲ一處ア朗讀致シマスルノハ茲ダ手數ト考ヘマスカラ、御手許ニ回シテ居リマスルト  
コロノ案ニ依テ、宜シク御調査ヲ仰ギタキ、ソコテ此修正ヲ致シマシタ各箇條ニ付キマ

シテハ、政府ニ於テモ同意セラレタノゴザイマス、アリマスカラシテ委員會ニ於テハ満  
場一致ヲ以テ可決致シタノアリマスカラ、是ハマダ貴族院ハ通ツテ居リマセヌア、會  
期モ切迫シテ居リマスカラ、滿場一致ヲ以テ直チニ御可決アランコトヲ願ヒマス、又其中  
此三十九條ノ末項ニチヨット文字ヲ一字修正ヲ落シマシタ黒ガゴザイマスカラ、ソレダケ  
ハ申上ダテ置キマス、此三十九條ノ末項ニ證書ハ公證人囑託人又ハ其代理人又ハ  
立會人幾ツモ「又ハ」が重ナシテ居リマシテ、普通ノ法文例ト異ツテ居リマスルガ、是ハ  
全ク「若クハ」ヲ誤シテ「又ハ」トシタノア、是ハ文字ノ改正ニ屬シマスカラ、議長二字句ノ  
改正ハ一任セラレマシテ、全部御確定アランコトヲ願ヒマス、此段御報告致シマス  
○議長(杉田定一君) 別段御議論モナイヤウデゴザイマスア、採決ヲ致シマス、本案ノ  
二讀會ヲ開クベシト云フニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス  
○長谷場純孝君 直チニ二讀會ヲ開キ、二讀會ヲ略シテ確定サレンコトヲ希望シマ  
ス

○議長(杉田定一君) 長谷場君發議ノ如ク、直チニ二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ略シ  
テ確定スルニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス直チニ二讀會ヲ開キマス  
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

公證人法案

○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議バアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、是ニテ本案ハ確定

序ニ申シマ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、是ヨリ開キタウゴザイマスカラ、一時  
議場ヲ退場スルコトヲ御許アランコトヲ……

○議長(杉田定一君) 磯部君ヨリ陸軍刑法及海軍刑法ノ特別委員會ヲ是ヨリ開  
會シタイト云フ請求ガアリマス、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——尙御諦リ申スコトガアリマス、來

遊外客待遇ノ設備ニ關スル建議案ノ委員會ヲ開會致シタイト云フコトヲ奥野市次郎

君ヨリ請求ガアリマス、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第六、軍人恩給法中改正

法律案 第一讀會ノ續委員會長山森隆君

第六 軍人恩給法中改正法律案(政府提)

第一讀會ノ續(委員長)

出貴族院送付) 改正法律案(政府提)

第一讀會ノ續(委員長)

○山森隆君 本案ハ極ク簡單アリマシテ、委員會ノ經過等モ極ク單純アリマスカ  
ラ、此席カラ、御報告ヲ致シマス、現行法ニ據リマスト、海軍軍人が軍艦若クバ水雷艇  
ニ乗組マシテ韓國ノ沿岸ヲ航海シマスルト、歐羅洲等ヲ航海シクモト同ジク恩給年限  
ヲ加算シテアリマスノア、韓國ハ我國ト極く接近シテ居ル國アリマシテ、内地ノ沿岸ヲ  
航海スル者ト同一アリマスカラシテ、此恩典ヲ廢スルト云フ法律案アリマス、ソレデ委  
員會ヲ開キマシタが、委員會ニ於キマシタ、政府委員ノ説明ヲ聞キマシテ、一ノ異議者



テアル、理由ガナイノミナラズ、此ノ如キ觀念ヲ若シ持ソル致シマシタラバ是レ大ニ國家ニ弊害ノアルコトデアルト云ハナケレバナラズ、投票致シタルコトヲ以テ「一ノ恩ヲ舊リタル如ク、投票セラレタルヲ以テ、其人ノ恩惠トスル如キ觀念ヲ持チ、己レニ反対シテ」レニ投票セザルトコロノ人ヨリモ、特別ニ此投票關係ニ依ッテ其者トノ間ニ親密ノ度ヲ厚クシヤウト云フコトハ、ソレハ偏頗心ニアルト云ハナケレバナラズ、故ニ私ハ此記名選舉ノ利益ト云フコトハ毛頭認メルコトガ出來ナイノデゴザイマス、而シテ記名選舉ヨリ無記名選舉ニ弊害ガアルト云フコトニ付キマシテ、其第一ノ理由ハ選舉界ガ甚ダ腐敗ヲ致シテ、大ニ賄賂が行ハレル、御馳走政略或ハ買收政略が行ハレル、然ルニ選舉人が追々狡猾ニナシテ甲ヨリモ賄賂ヲ取リ、乙ヨリモ賄賂ヲ取ル、二重ニ賄賂ヲ取ル、此ノ如キ弊害ニ陥リタノハ、即チ無記名デアルガ故ニ、何人カラ賄賂ヲ取シテ何人ヲ入レテモ其事柄が分ラナイカラシテ、二重ニ重ニ賄賂ヲ取ルノデアル、記名ニ致シマシタナラバ左様ナニ重ニ重ニ賄賂ヲ取ルト云フヤウナコトニ立至ラナイ、是ガツノ理由デゴザイマスルが故ニ、私ハ此賄賂が行ハレルト云フコトハ之ヲ口ニスルモ心ムノデゴザイマス、寔ニ悲ムベキコト、思フノデゴザイマス、故ニ此弊害ヲ取ルト云フ、此弊害ヲ防グノ方法デゴザイマシタラ、無論何事デモ贊成デアル、否ナ、更ニ今ヨリ贊成致シマセヌデモ、唯今行ハテ居ルトコロノ現行法律が確實ニ實行セラレマスルナラバ、此弊害ヲ絶チ得ルノデアル全然絶チ得ナイト致シマシテモ、其多クノ場合ニ於テ弊害ヲ防ギ得ルノデアル、是ハ根レバ數人ヨリ賄賂が取レルカラシテ、此法律ノ弊害ガアルト云フが如キ議論ハ、其根ヲ絶ツノ途ヲ講ゼズシテ、唯枝葉ヲ論ズルモノデアルト言ハナケレバナラヌノデアル（簡單ニ願ヒシテモ異論ハナイノテ、故ニ此弊害ヲ絶ツト云フコトニ努メルノハ、無論何人モ異議ナク吾吾エ贊成スルコロアリマスガ、記名デアレバ一人ヨリ外ハ賄賂ヲ取レナイガ、無記名デアレバ數人ヨリ賄賂が如キハ、腐敗シタモノデアリマスレバ、縱令記名トナリマシテモ「一重ニ重取り得ラレナイコトハナイ、元來不正ヲ行フノデアリマスルガ故マス」ト呼フ者アリ）殊ニ記名投票ニナリマスルガタメニ、此賄賂ノ「一重ニ重ヲ取ルト云フコトハ、果シテ弊害が防ギ得ベヤ否ヤト云フコトハ疑問デアリマスカ、既ニ賄賂ヲ受ケルト云フガ如キハ、腐敗シタモノデアリマスレバ、此ノ如キ腐敗シタモノデアリマスレバ、縱令記名トナリマシテモ「一重ニ重取り得ラレナイコトハナイ、元來不正ヲ行フノデアリマスルガ故ニ、一重ニ重取ルノモ不正デアル、一人カラ取ルノモ不正デアル、此一人カラ、不正ヲ既ニ行フトコロノ、腐敗シタコロノ人物デゴザイマスレバ、一重ニ重ニ取テ彼ハ自分ヲ入れルトシテ賄賂ヲ取リナガラ、違約シタ云フコトヲ何デ耻ト致シマセウ、既ニ賄賂ヲ取ル人間デアリマスレバ、此ノ如キコトモ忍シテスルモノト見ナケレバナラズ、ノミナラズ、多少此點ヲ制シ得ルト致シマシテモ、左様ナリマスレバ必ズヤ此賄賂ノ羅責ノ如キ有様ニナルテアラウ、甲ナル者ノ賄賂ヲ受ケマシテモ、乙ナルモノガ如何程ノモノヲ呉レルカト云フコトヲ待シテ、一番高ク呉レル者ニ投票ヲスルト云フ弊害ヲ惹起シハシナイカ、況ヤ無記名デアリマスガ故ニ、賄賂ヲ使ヒマシテモ其賄賂ノ効驗が果シテアリシヤ否ヤト云フコトハ疑問ニ屬スルノデアル、從テ賄賂ノ效驗ガ疑問ニ屬スル、之ガ若シ記名ニナリマシテ賄賂ヲ使シテ確實ニ約束ヲ致ス、サウ云フトキニハ記名デアルガ故ニ、或一面ヨリ見マスレバ賄賂ヲ使シテ而シテ證書ヲ取ルト同様ニナルノデアル、記名デアルカラ必ズ賄賂ヲ取タナラバ自分ヲ入レナケレバナラヌゾヨト云フ約束ヲシテ、其賄賂ノタメニ強テ投票ヲ枉ゲシムルト云フコトニナルノデアル、故ニ此點ニ付キマシテハ所謂無記名ヨリ記名ノ方が弊害ガアルノデアル、然ルニ反対者ハ之ニ説ヲ爲シテ曰「二、賄賂ヲ取シテ一投票ヲスルト唱ヘテ、賄賂ヲ取シテ而シテ一人ヨリモ三八ヨリモ取シテ、投票スルガ如キハ賄賂ヲ取ル其コトガ不正デアルガ、尙其以上ニ詐欺取財同様デアル、即チ詐欺ヲ行フノデアル、斯ク論ジマスルガ是レ大ナル間違デアルト言ハナケレバナラズ、賄賂ヲ取ルコトガ不正デアルニ、枉ゲテ自己ノ意志ニ反スル投票ヲスルコトハ尙更不正デアル、故ニ賄賂ヲ取リマスルトモ若シ自己ノ意志ヲ枉ゲナカツナラバ賄賂ヲ取シテ、ソレダケハ不正ニ相違ナイガ、意志ヲ枉ゲナカツダケハ未ダ幾分カ宜シイノデアル、賄賂ヲ取シテ而シ

テ意志ヲ枉ゲテ賄賂ヲ取シタ者ニ投票ヲスルトシタラバ、之ハ賄賂ヲ取シタ不正ト、選舉ノ神聖ヲ汚スト云フト、此不正トニ不正ガ重ナルノデゴザイマス、例へテ見マスルナラバ裁判官ガ賄賂ヲ取ルノハ惡ニ違ヒナイ、賄賂ヲ取シタタメニ法律ヲ曲ゲテ不正ナ裁判ヲ致シマスレバ、是又ソレ以上ノ不都合デアル、故ニ犯罪ニ於テモ罪ノ程度が違フノデアル、委員長報告際ニ於キマシテ、無記名論者ハ「一重ニ重ニ賄賂ヲ取シテモソレハ宜シイ、ソレハ賄賂ヲ使フ者ガ惡イノデアル、既ニ賄賂ヲ使フ者ガ毒ヲ流スノデアルカラシテ、此毒ヲ洗フニハ毒ヲ以テシナケレバナラズ、故ニ「一重ニ重ニ賄賂ヲ取シテモ宜シイカラ、無記名が宜イト云フ議論ヲ致シタト云フコトヲ報告セラレマシタガ、吾々ハ左様ナ議論ハ致サナインテ、毒ヲ洗フニハ毒ヲ以テスルノが宜シイカラ、賄賂ハ「一重ニ重ニモ取シテ宜シイト云フヤウナ議論ハ決シテ致サナイ、賄賂ヲ「一重ニ重ニ取シテ」尠更不都合デアルト云フコトヲソシテ、此毒ヲ洗フノモ惡イニ併ナガラ之ヲ記名ニ致シマシタガタメニ、却テ賄賂ノ證書ヲ取ルが如クニナシテ、而シテ記名論者ノ言フガ如クニ弊害ハ取去ルコトハ出來ナイカラシテ、是ハ往カラノノデアル、又之がタメニ——記名ノタメニ益々賄賂ヲ取シテ選舉ノ神聖マデモ汚スト云フコトニ至リ、自己ノ意思ヲモ枉ゲルト云フコトハ尠更不都合デアルト云フコソ論ジカラ取ルノモ惡イニ併ナガラ之ヲ記名ニ致シマシタガタメニ、却テ賄賂ノ證書ヲ取ルが如クニナシテ、而シテ記名論者ノ言フガ如クニ弊害ハ取去ルコトハ出來ナイカラシテ、是ハ往カラノノコトハ多クノ場合ガ公ケニ行フコトハ私モ同意致シマス、併ナガラ總テノコトガ悉ク公ケニスルノガ利益デアル、世ノ中ニハ如何ナルコトハ公明正大、公ケニシナケレバナラヌノデアシテ、選舉ヲ祕密ニスルト云フ、此祕密ニ間ニ弊害が行ハレルノデアルカラシテ、此無記名ナルモノガ祕密制度デアルカラ惡イトスウ云フ議論テ、成程世ノノ政事モ明カニスルガ宜シイ、國家ノ財政モ明カニスルガ宜シイ、賞罰モ明カニスルガ宜シノデアル、併ナガラ自分ノ家庭ノ系亂ヲ防キ、或ハ家庭ノ風波ヲ保チマスルがタメニ、選言ヲ爲ス者ハ此遺言ヲ祕密ニ致シテ置クト云フコトハ惡イノデゴザイマス、國家ノ政事モ明カニスルガ宜シイ、國家ノ財政モ明カニセズシテ暗中ニ慈善ヲ行ヒ、陰徳ヲ施スト云フコトモ惡イコトデハナイノデアル、要ハ唯祕密二行フニ依シテ弊害ガアルヤ否ヤ、公ケニスルニ依シテ弊害ガアルヤ否ヤ、論ズルノデゴザイマシテ、唯一概ニ祕密デアルノ語ヲ以テ總テ祕密ト云フモノハ惡イモノデアルト云フガ如キ論斷ハ出來ナイノデゴザイマス、國家ノハ決シテ此祕密ト云フコトハ無記名制度ガ祕密デアリマシテモ、此祕密ナルガタメニ悪トイト云フコトノ論斷ヲ下スコトハ出來ナイノデアル、記名ハ無記名ヨリ優シテ居ナイ、却テ無記名ノ方が利益デアルト云フコトハ諸君ノ業務上、諸君ノ地位ノ上カラ考ヘテ見テモ分ルグラウト思フ、諸君ノ中ノ少壯ニシテ有ナル人物ガ、ヤウくニシテ選舉ニ當選ラシテ來ラレタト云フ御方ハ如何デゴザイマセウ、無記名ナルガタメニ當選セラレタノ、此ノ如キ人ガ當選セラル、ノヲ私ハ歓迎スルノデアル、國家ノ利益ト考ヘルノデアル、又諸君ノ中テ老朽ニシテ自己ノ勢力若クハ富力ノタメニヤウく當選セラレタモノハ如何デアリマセウ、是ハ無記名ノタメニ漸ク當選ト云フ苦痛ヲ嘗メラレタノデアル、若シ記名デアレバ優ニ當選セラル、ノデアッタラウ、此ノ如キ人ハ苦痛ヲ嘗メラレタニ相違ナイ、此無名制度ノタメニ、老朽ニシテ假令財力アリ權力アラウトモ、此人ガ苦痛ヲ嘗メテ漸クニシテ尙當選若クハ落選スル有爲ノ人物ガ當選セラレタモノハスベキモノデアラウ、是ハ諸君ノ地位ヨリ考ヘ、又後進ノ者ニ對スルトコロノ德義トシテ、或ハ威力者ノ壓迫ヲ受け、若クハ選舉干涉ノトキニ政府ノ壓迫ヲ受クル弊害ガアル上ニ、諸君ノ地位ヨリ考ヘレバ、諸君ノ地位ハ社會上ニ一種ノ權力ヲ持シテ居ラル、人デ



トデアル、無記名ノ方ガ危険タト云フコトハ、現ニ或場所ニ於テ數回  
私ハ明カニ數ヘルコトハ出來ヌガ、チャント其事件が起テ居ル、投票ヲゴッタマセニシテ  
置イテ、誰カラ出シシタカ分ラナイカラ、箱ヲ破テ投票ヲ入レ變ヘタト云フコトハ、刑事問題  
トシテ幾ツモ起シタデハアリマセヌカ、證據ガ舉シテ刑事問題ニナタモノハ幾ラモアリマスガ、  
分ラナイモノガドレ程アルカ、隨分サウニフコトを行ハレ易イ明治二十五年ノアノ、無法  
横暴ナルトコロノ樹ブシタコロノ政府ガ、今日ノ無記名制度ノ下ニアタナラバ、トウ云  
フコトヲシマシタデセウカ、投票ヲ持シテ來タヤツヲ自分ノ好キナ人ヲ舉ゲ、嫌ナ人ヲ排斥ス  
ルタメニ、自己ノ好マヌモノヲ排斥シテ、自己ノ好ムモノヲ舉ゲルタメニ、投票ノ箱ヲ打壊シ  
官憲ノ壓迫スルトコロトナルコトヲ防グニハ、無記名デナクシテ却ア記名デアルト云フ證  
據ニナルコトガアルノ勝手ニ拘ヘテ、箱ヲ元ノ儘ニシテ置クコトハ一晩中ニ出來ルコトデアル、其事  
ハグルニナツテ居リサヘスレバ、一晩中テナクモ、公然白晝人ノ見ル前デ出來ル、二十五年  
ノ時ノ政府ハ無記名ノモノニアタラ、或ハ斯ワ云フコトヲヤツタカ知リマセヌ、ソレデ是が  
暴ト云フモノハ道義ニ反シ、職權ヲ濫用シ、暴力ヲ用非、アリトアラユル兎暴ヲ逞シクシ  
タノアリマス、其時ハ併シ記名デアリマシタ、無記名デアリマセヌ、其記名制度ノ下  
何デアリマシタカ、其時ノ制度ハ何デアリマシタカ、記名デアリマシタカ、無記名デアリマ  
シタカ、確ニ其時ハ諸君モ知ル如ク記名制度ノ下ニ選舉が行ハレタノデアル、其時ノ亂  
黨、ガ大多數ヲ占メテ、即チ其暴力マテ用井テ選舉ニ涉フシタコロノ政府ノ意思ニ反シ  
テ、民黨ガ大々的多數ヲ占メテ、諸君ノ御存シノ通り其時ノ議會ニ於テ、民黨ノ星亭  
君ガ議長トナツ、ソレデ政府ハ此投票ノ結果ニ依シテ、顛覆シタノデアル、日本ノ選舉  
ニ、サウ云フ惡政府ノ干渉、壓迫、脅迫ヲ受ケテ、如何ナル結果デアリマシタラカ、民  
人ハ西洋ノ選舉人ヨリモ優シテ居ルトカ、優シテ居ラスト云フコトハ、先ソソナ比較ハ  
免ニ角、明治二十五年ノ結果成績ヲ以テ證據立テ、言ヒ得ルノハ、日本ノ選舉人ト  
云フモノハ——衆議院議員選舉人ハ少ナクモ小河君ノ言フが如キトコロノモノデハナイ、  
記名投票ナラバ如何ナル自由ヲ壓迫サレタリ、暴力ヲ用井テ之ヲ苦ムル雖モ、之ニ反  
抗スル力ヲ有シテ居ル、自由ニ自分ノ名前ヲ男ラシク立派ニ書イテ、其時ノ政府ニ反  
對スル氣力ヲ有シテ居ル、決シテソシナ馬鹿ニシタ日本人デヤアリマセヌ、諸君ガ卑下  
スルヤウナ日本人デナイ、自ラ侮ラヌガ宜シイ、ヤタラニ西洋ノ眞似バカリ翻譯シテヤラヌ  
デモ、我ハ我ノ本領、西洋ヲ眞似ルタメニ此方ノ善イトコロマテ捨テルニ及バズ、彼ノ短ヲ  
採シテドウシマスカ、彼ノ長ヲ採ルナラ宜シイ、殊更ニ短所ヲ以テ無記名投票ヲ採ル  
ニ及バズ、彼ノ立憲政治ノ腐敗スルノハ英國アサヘ腐敗ガナイトハ言ヘマセヌ、米國ハア  
ノ通リ腐敗デアル、貧乏之人ノ一票ヲ取ル方が取り易イカラ、日本人ヲ排斥スル有様デア  
ル、是が果シテ善イカ惡イカハ問題ニアラウト思フノデアリマス、必シモ西洋ノ制度其儘  
ヲ翻譯シテ日本ニ移シテ、何シロ西洋デ採用シテ居ルモノナラバ何シモ宜イ、社會黨可  
ナリ、無政府黨可ナリ、何シモモ持シテ來イト云フヤウニヤッタラバ、實ニ危險千萬ナモ  
ノデアル、例ヘバ島田君ノ如キハデス——御名前ヲ申上ゲマシテハ或ハ失禮カモ知レナ  
イカ、憂頃ノ御演説中ニモ屢々、日本ノ短所ヲ擗出シテ——缺點ヲ擗出シテ、明カニ此  
デアル、從シテ此記名投票モ其短所ハアルニ違ヒナ、其弊害ノ幾分カ伴フコトハアルニ  
達ヒナ、併シガラソレハ最モ善美ナル制度ト稱スルトコロノ、立憲政體ニ於テモ尙且アル  
ノデアル、例ヘバ島田君ノ如キハデス——御名前ヲ申上ゲマシテハ或ハ失禮カモ知レナ  
イカ、憂頃ノ御演説中ニモ屢々、日本ノ短所ヲ擗出シテ——缺點ヲ擗出シテ、明カニ此  
解剖スルヤウナコトヲ——日本が今ヤ破産ニ瀕スルト云フヤウナコトヲ仰シャル、是ハ倫  
敦マデモ島田君ハ有名ナ御方デアリマスカラ、電報モ往クデアリマセウ、電報ヲ以テ通  
信ガ往クデアリマセウ、ト云フヤウナ譯テ苟モ此場所ニ於テ口ノ外ニ出タコトハ、今日ハ  
倫敦ニモ、紐育ニモ、巴里ニモ其他ニモ電報サレルノデアリマス、故ニ島田君ノ一言ガ、

日本ノ公債ヲ海外ニ於テ下落サセル力ガアルカモ知レマセヌ、併シ此議場ニ多數ヲ得  
ル力ハ無イガ(笑聲起ル)併ナガラデス、是ガ良イ所アル、島田君ガ多數ヲ得フレヌニ  
モ拘ハラズ、島田君ノ信ズルトコロノ如ク、公々明々此壇上ニ來テ叫ハレルノハ、立憲  
政體ノ是が妙所ニアリマス、即チ暗イ所デセズシテ、明ルミヘ持シテ來テ天下萬象ノ前テ、  
所謂天下ノ廣居ニ居リ、天下ノ正位ニ立チ、天下ノ大道ヲ行フト云フコトガ、立憲政治  
ノ本義デナケレバナラヌ、精神デナケレバナラヌ、基礎デナケレバナラヌ、既ニソレナラバ此理  
論トシテハ、私ガ諄々シク此處ニ申上ケルマデモナイ、議論トシテハ此位ニ措キマスか、立憲  
政治ト云フモノハ明ルイ政治デアル、暗イ政治デナイ、責任ヲ明ルクスル政治デアル、所謂  
責任政治ト稱スル「レスポンシビリティー」ト稱スルモノノ是ガ本義デアル、其無責任ト云フ  
コトガ是ニ伴ハヌコトニナレバ、此無記名制度ハ無責任制度ト言ウテ宜イ、ソレ故ニ無記  
名制度ハ立憲政治ニ伴ハナイトコロノ制度デアル、責任ヲ避ケルトコロノ制度ト言ハナケ  
レバナラヌ、先づ議論トシテ此位ニシテ措キテ、實際ハドウデアルカト云ヘバ、實際ノ所謂  
「ブラックカル」ノ問題トシテ(「ソンナコトヲ言フナ」「ト呼フ者アリ」)ドウ云フモノアルカト云  
ヘバ、實際ニ於テソンナラバ、記名投票ニアタトキニ、選舉が腐敗シテ居ルト云フコトハ決シ  
テサウデハナイ(賛成者ガ減ルゾ)「ト呼フ者アリ」減ル減ラヌハチツモ關係ハナノデアリ  
マス(「簡單々々」と呼フ者アリ)實際問題トシテドウデアル、諸君ハ此九回ノ衆議院議  
員ノ選舉ニ於テ、後ノ二回が最モ立派ニ選舉サレテ——腐敗シタコトモナク、立派ナコ  
トバカリアツテ、始メノ六回が最モ腐敗シテ居ルト云フコトハ言ヘナイデアリマセウ、私ヲ以  
テ言ハシムレバ、諸君ノ見ルトコロト違フカ知レマセヌガ、始メノ六回卽チ記名投票ノ下  
ニ於テ行ハレタ方ノ選舉が、比較的清潔ナモノデアツト云フコトヲ斷言スルニ憚ラヌノデ  
アル、(「ヒヤー」)ト呼フ者アリ)後ノ二回ノ選舉が甚ダ立憲政治ノ下ニ於テハ、是ニ伴  
フトコロノモノナイト云フ、即チ日本帝國ノ立國ノ基礎ヲ危クスルトマデ、私ハ極言シタ  
程ノ人心ノ腐敗ヲ惹起シタ——誘起シタ、其人心ノ腐敗ヲ誘起シテ何人カラモ取リ  
憲政治ノ基礎ト云フモノハドウシマセウ、何ヲ以テ吾ミカ立憲政治ニ付イテ此立派ナ政  
人心ノ腐敗ニ乘ジア幾人モ被選舉人カラ金ヲ取リテ、サウシテ誰ガヤツカ分ラヌト云フト  
コロノ、段々此無記名制度ヲ採用シテカラ、著シク日本ノ人心ノ腐敗ト云フコトガ、若  
シアルトスレバ、起シテ來タヤウニ私ハ思フノデアル、人心が崩レテ風紀廢ル、是ニ於テ立  
憲政治ノ基礎ト云フモノハドウシマセウ、何ヲ以テ吾ミカ立憲政治ニ付イテ此立派ナ政  
治ラスルカ、公明ナ——公ケナ明カナ男ラシイ政治ラスルト云フコトガ、多少先程申上  
ゲタヤウナ短所ハ伴フニシロ、此記名制度ト云フモノハ、ドウシテモ立憲制度トハ伴ハナ  
ケレバナラヌモノアルト云フコトヲ、日本帝國先づ行シテ、而シテ外國ノシテ是ニ從ハシム  
ル模範ヲ示スト云フコトノ斷行ガナケレバナラヌノデアル、既ニ記名制度ノトキニ別ニ惡ル  
クモナニモノフ、西洋ニヤツテ居ルトコロノ大選舉區制度ヲ翻譯シテ、其儘使ツテ見ヤウト  
云フ、所謂清書ニイタグラ書フサレタト云フコトバ、二回ノ選舉タケテ日本ノ人心ヲ頼  
廢サセタ害ガ著シモノアルト云フコトヲ斷言スルノデアル(「モウヨセ」ト呼フ者アリ)私  
ハマダ申シタイコトガ澤山アリマスケレドモ、如何ニモ反對論者ノ根據ノ要點ヲ摘シテ見  
ルト云フト、甚ダ薄弱ナルガ故ニ、此位私が述ベマスルト云フト、此無記名論者ノ說ト云  
フモノハ、崩レテシマフト云フコトヲ信ジマスカラ、是ニ於テ私ハ記名論ニ賛成ノ議論ヲ  
述ベテ、此壇ヲ降リマス

○ 恒松隆慶君 討論終結ノ動議ヲ提出致シマス

望月小衣那君登壇文

論衡卷之十一

卷之三

官報號外

明治四十一年三月十八日

衆議院議事速記錄第十六號

衆議院議員選舉法中改正法律案

第一讀會ノ續

○議長(杉田定一君) 〔討論終結ダト呼フ者アリ、議場騒然〕 チョット静ニ願ヒマス、討論ノ終結ノ動議ニ定規ノ賛成ガアリ

〔アリマスアリマス」ト呼フ者アリ〕  
○議長(杉田定一君) 討論終結ノ動議ニ定規ノ賛成ガアルト認メマス、討論終結ノ  
動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(杉田定一君) 多數アリマス、討論ハ終結サレマシタ  
(議長、大問題デスが半数アリマスカート乎フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 採決ヲ致シマス、本案ノ一讀會ヲ開クベシト云フニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(杉田定一君) 多數デゴザイマス、本案ハ二讀會ヲ開クベシト云フニ決シマシタ  
起立者 多數

○ 息松隆麿君 直チニ二讀會ヲ開キニ二讀會ヲ省略シテ 委員長報告通り確定セラレ  
ンコトヲ希望致シマス

スカ〔「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、直チニ二讀會ヲ開キマス

○議長(杉田定一君) 全部ヲ議題トシマス——委員長報告通り御異議ハアリマス  
議定書

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、委員長報告通り確定ラシマシタ  
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君)　日程第八、衆議院議員選舉取締二關スル法律案、第一讀  
(拍手起立)

會ノ總——此事ニ付テ諸君ニ申上ゲマスガ、本案ノ提出者高橋安爾君ヨリ本案撤回ノ申出が出て居リマス、御異議ハアリマセヌカ  
(此件爲前件)

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼不着アリ〕  
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第九、第十ハ同一委員会  
付託シテアリマヌア併考委員長三報告ノ致サセマス——委員長伊前修三君

市制中改正法律案立川雲平君外  
第一讀會ノ讀委員長

第十  
町村制改正法律案立川雲平君外  
第一讀會ノ續(委員長)  
(報告)

○神前修三君登壇  
〔神前修三君登壇〕

ニ關係ヲ致シテゴザリマスル故、兩案共併セテ御報告致シマス、本法改正ノ要旨ハ現行ノ市制及町村制ノ第九條二項ノ末文ニアリマストコロノ「公權剝奪若クハ停止ヲ附

加ス可<sup>リ</sup>重罪輕罪ノ爲メ公判ニ附セラレタルトキハ「トアル二十四文字ヲ削リマシテ」禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ」ト云フヲ加ヘントスル改正デアリマス、サウシマスルト此第九條ノ二項ノ法文ハ斯様ニナルノデアリマス「市公民タル者公權停止中又ハ租税滯納處分中ハ其公民タルノ權ヲ停止ス家資分散若クハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ

三一〇

復權ノ決定アルマテ又禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其裁判ノ確定ニ至ルマテ亦同シ、斯様ニナルノテハアリマス、諸君ノ御承知ノ如ク此改正ハ人權上ヨリ大ニ必要ト致サレマシテ、本院ニ於キマシテハ數回決定ニナリマシタ問題ニアリマシタ節ニハ、而シテ是等ノ嫌疑者中ニ於テ縣會議員タリ、郡會議員タルノ人々が加ハリマシタ節ニハ、縱令一席ノ公判ニ於テ無罪トナリマスルモノモ現行法ノ所謂公判ニ附セラレタルトキハ、公民權ヲ停止スルト云フ規定ノタメニ忽チ公民權ノ失格者トナルノテアリマス、又議員タルノ既得權ヲ奪ハレマス、加之地方ニ於キマシテ屢々補缺選舉ノ混雜ヲ生ズルノテアリマス、故ニ是等ノ弊害ヲ除却致シマスルニハ、本法ノ改正止マ致スガ大ニ必要ナリト致シマシテ、殊ニ此改正文ハ曩ニ政府ヨリ當院へ提出セラレタル、市制町村制ノ改正文ト同様ノ文アリマスルカ故ニ、委員會ニ於キマシテハ一ノ異議者モナク満場一致ヲ以テ可決致サレタノアリマス、就キマシテハ本案ニ對シマシテ、一言申述ヘテ置キタイト存シマス、現行ノ市制町村制ニハ、不備缺點ノ箇條が數々ゴザリマシテ、何レノ地方ニ於キマシテモ此改正ヲ希望致サレテ居ルノテアリマス、然レドモ本案ノ改正程急迫ナルモノハナイノデアリマス、何故ニ本案改正ハ急迫ナルカト云ヒマスレバ、諸君ノ御承知ノ如ク總補缺選舉トナリ、地方ニ依ジテハ屢々混雜ヲ生ズルノテアリマス、故ニ來ル總選舉ノ節ニテ見マスルト、何時モ選舉ノ際ニハ縣會議員タリ、郡會議員タルノ人々が多少選舉法違反ノ嫌疑ヲ被ルモノガアルノゴザイマス、多クハ公判テ無罪ニナリマスカナレドモ、既ニ先刻申上ゲマシタ如ク、是等ノ人々ガ一時嫌疑ヲ被リマスルト、失權者トナリ、引續キ補缺選舉トナリ、地方ニ依ジテハ屢々混雜ヲ生ズルノテアリマス、故ニ來ル總選舉ノ節ニ於キマシテ、縣會議員郡會議員ノ補缺選舉ノ煩雜ヲ避ケ置カントスルニハ、今日ニ於テ本法ノ改正ヲナシ置クニ如カヌト存シマス、且又選舉ヲ續々ナサシムルト云フコトハ、大ニ産業ノ發達ヲ阻碍シマスルガ故ニ、政府ニ於キテハ既往一回ヨリ九回マテノ總選舉ノ節ニ院ヲ通過スルヤウニ盡力セラレント希望致シマスルノテアリマス

○花井卓藏君 議長、委員長ニ質問ガアリマス、先般武藤金吉君ノ辭職願ノ際ニ、本員ヨリ意見ヲ出シマシタトキ、政友會ノ院内總理元田肇君ヨリ、反對ノ意見ヲ述ベラレマシテ、衆議院議員選舉法ノ第十一條四號ニ「禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトヨリマシテは、該判確定スルニ至ル迄ノ者」ト書イテアル、此法文ヲ解釋ヲシテ、立法ノ歴史、立法ノ沿革ヨリ解釋ヲシテ私ノ意見ニ反対セラレタ、私ノ考ハ唯今ノ委員長ノ述ベラレシトコロト同様ノ趣旨デアシタガ、元田君ハ斯様ニ規定セラレテアックトコロデ、議員ノ位列、議員ノ資格ト云フモノハ、裁判確定ニ至ルマテハ失ハヌモノデアルト云フテ、政友會ノ院内總理ハ堂々ト登壇マテシテ演説セラレテ諸君ハ之ニ賛成セラレテ、私ノ議論ハ破れタノデアル、唯今御報告ニナリマシタノハヤハリ衆議院議員選舉法十一條ニ於テ私ノ解スルトコロト同ジ主旨ト解シマスルガ、若シ左様ナル主意ト致シマスレバ過日院内總務が衆議院議員選舉法ノ第十一條ノ四號ヲ解釋セラレタト同ジ意義ニナラヌヤウデアリマスか、果シテ左様ナ主意アリマスカ、若シウテナイト云フコトニナリマスト、此改正ニハ餘り感服仕ラヌノデアリマスガ、ドウ云フ意味アリマスカ

○神前修三君 御答致シマス、此改正案ハ衆議院ニ疑問ノアツカトニ關聯シテ之ヲ考ヘタノデゴザイマセス、此改正ハ市制ナリ町村則ナリノ上ニ於テ差支ナシトシテ提案セラレテ、ソレヲ委員會が決定ラブシマシタ、衆議院議員ノ方ノ御研究ナラバ其方ヘ御質問ヲ願ヒマス

○花井卓藏君 サウテハナイ、是ハ衆議院議員選舉法ニ關聯シテ居ル同一ノ文字ノ問題デアル衆議院議員選舉法ノ關係ヲ離ル、コトノ出來ナイ關係ヲ持テ居ル案デアル

ケレハソレト致シマシテ更ニ御尋シマスガ、一體裁判確定ニ至ラザルマデハ無罪ノモノト  
看做スト云コトハ法律ノ原則デアルノアリマスカラ、誤ノテ刑辟ニ觸レテモ上訴ノ上無  
罪ノ判決確定シタナラバ是ハ清淨無垢ノ人アル、故ニ裁判確定迄ハ公民権ヲ停止シナイ  
ガ正シイコトデハナイカト思フ、然ルニ本案ノ如ク途中ニ止シテ居ルヤウナ案テハ折角ノ改  
正ノ趣意ガ貫徹セヌヤウニ思ヒマスガ、途中ニ「ステーション」ノアルハ、ドウ云フ理窟テ

チマシテ、自己ノ資格ヲ決定スル權能ヲ持ツテ居ルノテアル、國家最高ノ司法機關タル  
大審院ノ見解ニ拘束サレバ、衆議院自ラノ見解ヲ下シ、判定ヲ下ス、權能ヲ持ツテ居ル  
モノニアル、故ニ衆議院議員ノ例ヲ以テ府縣ヤ市町村ノコトヲ同一ニ論セラル、ハ、誤リ  
デアル（花井卓藏君「公民權ノ點ハ同ジデアル」と呼フ）判決ノ確定スルマデハ無罪ニ待  
チタイ、公民權ハ停止シタクナイト云フ御異議ハ、私モ同意ノコトニアリマス、吾ヒノ同  
論者中ニモ同意スル人ガアルノデアリマス、併シ行ハレザル議論ヲ駁ケシテ一時ノ快タ取シ  
テ終ルカ、行ハル、所ノ案ヲ取シテ一步一步進ンダ方ガ宜イカト云フノカ、議論ノ枝ル、

○神前修三君　花井君ノ御審ハ裁判確定迄ノ間、公民權ヲ停止スルノか往々カテ、ソレニ對シテ意見ヲ述ベト云フノデスカ  
○花井卓藏君　趣意ガ分ヲヌヤウデアルガ、裁判確定ニ至ルマデハ無罪ト看做スガ  
法律ノ原則デ、一審ニ於テ有罪トナシテモ、二審ニ無罪トナルコトモアリ、又一審ニ無罪ト  
ナシテモ、二審ニ有罪ニナルコトモアルカラ、其結局ノミ止マルマデハ公民權ヲ停止付ケナイノガ

○花井卓藏君　趣意が分ラヌヤウデアルガ、裁判確定ニ至ルマデハ無罪ト看做スガ  
法律ノ原則ア、一審ニ於テ有罪トナシテモ、二審ニ無罪トナルコトモアリ、又一審ニ無罪ト  
ナシテモ、二審ニ有罪ニナルコトモアルカラ、其結局ノ定マルマデハ公民權ニ疣ヲ付ケナイノガ  
正シイコト思フ、アナタノ演説ノ趣意モ其方ニ見エルヤウデアリマスガ、其點ハ如何テス

○神前修二君 御答致シマス、此改正案が一審テ刑ノ宣告ヲ受ケタ者ノ公民權ヲ停

止スルノデアリマス、花井君ハ賢明ナル法律家デアリマスカラ、御承知モアリマセウガ、英國デモ斯様ニナツテ居ルノデアリマス、議論ヲ云ヘバ多少ノ意見モアリマスガ、委員長ノ報

國モ斯様ニナツテ居ルノアリマス、議論ヲ云ヘバ多少ノ意見モアリマスガ  
告デアリマスカラ、彼此議論ハ致サヌノアリマス  
○花井草蔵君 本案ニ反対デアリマス、衆議院議員選舉去

○花井卓藏君 本案ニハ反対ニアリマス、衆議院議員選舉法  
○議長(杉田定一君) 花井君チヨツト御待チ下サイ——日程第九、第十八關聯シテ

居リマスカラ、一括シテ議題ニ供シマスガ、御異議アリマセヌカ

○議長（杉田定一君）御異議ナイト認メマス、其通り致シマス——花井君  
○花井卓哉君 本員ハ衆議院議員選舉去第十二条第四款ノ規定ハ宜シクナリイモノ

○花井卓齋君、本員ハ衆議院議員選舉法第十一條第四號ノ規定ハ宜シクナイモノト信シテ居ルノテ、是ハ有力ノ元田肇君ナドモ過日私席デ同様ノ見解ヲ言明セラタノ

ト信ジテ風ルニ是ハ有力元田肇君カトモ過日和席ニ同様ニ見解不言明セヌレタノデアル、是ハ無理ニ立法上ノ沿革歴史ヲ材料トシテ説明スルマデモナク、有罪ガ確定ニ至ルマデハ無罪ニ推測致スノガ法律ノ原則ニアリマス故、其裁判確ニズルマデハ公民

至ルマテハ無罪ノ推論ヲ致スノガ法律ノ原則デアリマス故、其裁判確定スルマテハ公民權ニ響キヲ及ボサヌノガ當然ノ理義デアリマス、衆議院議員ノ資格デモ、市町村會議員

ノ資格デモ、其理ハ同ジテアリマス、誤ツテ有罪ノ判決ヲ受ケ、結局冤が散レテ無罪ニナシタ以上ハ、待ツニ無罪ノ人ヲ以テスルガ當然デアル、一審デ有罪トナ

ナツタダメ當然其公民權ヲ奪フト云フコトハ、理窟ガ立タナインデアル、武藤金吉君辭職問題ノ際一結論トシテ選舉法十一條四號ノ規定ヲ削リダイト申シタル所

君解題問題ノ際、一結論トシテ選舉注十一條四號ノ起定ニ角リテイ申ミタル所  
以ハ此理由デアル、故ニ幸ニ本案ノ改正ヲ企テラル、ナラバ、其前提トシテ本員意  
見ノ如クシタインデアル、委員長ノ演説中ニ、英國ノ自治制ガ斯議デ罪ノ判決

見ノ如クニシティノデアル、委員長ノ演説中ニ、英國ノ自治制ガ斯様デ罪ノ判決アルト云フコトモアッタガ、多分吉原君ナドノ意見デアラウ、英國ニ其例ガアルニシテモ、有

ノ確定セザル。以上ハ無罪ト見ナケレバナラヌ、是ハ自治制デモ行政法デモ、刑法デモ如何ナル法律デモ、一貫シタル法律ノ原則デアリマスカラ、斯蒙ナル制度ハ遠慮

ル衆議院議員選舉法第十一條四號削除案ノ妨トナルノデス、依ッテ本案ニハ反対ヲ致シマス、法律ノ理義ニ背ク案ニハ反対デアリマス

致シマス、法律ノ理義ニ背ク案ニハ反對テアリマス  
○立川雲平君、本員ハ簡単ニ本案贊成ノ趣意ヲ述ベマス、花井君ノ御議論ヲ拜聴  
シマシタガ、花井君ハ過殺武藤代議士辭職ノトキニ所角ニ立論が容ノラレナカツタ、聽

シマシタガ、花井君ハ過般武藤代議士辭職ノトキニ折角ノ立論ガ容レラレナカッタ、鬱憤晴ラシニ御發議ナサルヤウニ思ハレマスガ（花井草藏君「ノウク」ト呼フ）花井君ハサ

ウ云フ女タシイ御考ハナカラウカラ御一考ヲ願ヒタインゾアル、市町村又ハ府縣ノ議員ト、衆議院議員トハ別物デアルト云フコトヲ御考下サイ、現ニ衆議院議員ハ立法ノ權ヲ以



今、嚴原ヲ選ンア對州ノ首都ニシタト云フヤウナコトニナマテ居ルノデゴザイマス、唯今委員長カラ報告ナリマシタ通ニ、對州ト福岡トノ間ハ僅ニ六七哩、然ルニ長崎トノ間ハ百何海里ト云フノデゴザイマスカラシテ、其間ノ違ハ非常ナモノアノ人ガ近イ處、便利ナ處ヲ選ンダノハ尤モニアラウト思フノデゴザイマス、現三福岡ノ町ノ中ニハ對島小路ト云フ町ガゴザイマシテ、是ガ上ト下トニ分レテ居リマスル、其處ニハ對州ノ倉庫敷ガ建ツテ居リマシテ、對州ノ人ハ此東京ニ往來スルニ付キマシテモ、總テ此福岡ヲ經由シテ參ツテ居シタノデゴザイマス、デゴザイマスカラシテ、商業上ノ關係其他萬般ノ關係が福岡ト對州トハ非常ナ密接ナル關係ガゴザイマシタケレドモ、長崎トハ少シモソレ等ノ關係ハナカツタノデゴザイマス、維新ノ後ニ至リマシテ廣瀬直縣ニ伊萬里縣ト云フ縣が出來マシタ、現今佐賀縣ノ一部ニナシテ居リマス、伊萬里縣ト云フ縣が出來マシテ、其伊萬里縣ノ中ニ對州、壹州二州ハ入シテ居シタ、所ガ此伊萬里縣ト云フモノガ廢セラ、佐賀縣ト云フモノが出來、長崎縣ト云フモノガ出來マストキニ、不幸ニシテ對州、壹州ハ長崎縣ニ編入サレタノデゴザイマス、爾來非常ナル不便不利ヲ我慢シテ今日マテ至シタノデゴザイマシテ、マダノく國會ノ開ケマセヌ以前カラ、轉縣ノ請願ヲスルトカ、轉縣期成同盟會ヲ作ルトカ云フヤウニ、土地ノ人民ハ非常ニ骨ヲ折シタノデゴザイマスガ、今日マテ其事が出來ナイデ、ハリ不幸ヲ被シテ居ルノデゴザイマス、云今日交通ノ關係ヲ申シマスト、對州ト長崎ノ間ハ六十七海里デ、月ニ三十一回ノ定期航海ガゴザイマシテ、其外ノ自由航海ト共ニ一日ニ二三回ノ航海ガアルノデゴザイマス、テゴザイマスカラシテ、對州ノ人ガ長崎ニ行ク、縣廳所在地テゴザイマスカラシテ、ヤハリ福岡ニ出テ、福岡カラ船ニ乗シテ對州ニ行ク、斯ウニ云フコトニナシテ居リマス、長崎ノ新聞ト大坂ノ新聞ハ一緒ニ入ルカ、福岡ノ新聞ハ其日ノ中ニ入ル、ダカラ對州ノ新聞ヲ讀ム人ハ、長崎ノ新聞ハ讀マヌケ、福岡ノ福岡日々アルトカ、九州日報ト云フヤウナモノヲ讀ムト云フ關係ニナシテ居リマス、商業上ノコトヲ調ベテ見ルト、對州ノ物産ハ長崎ニ出マスルノハ八分中ノ三分シカ出マセスガ、併ナガラ其餘ノ七分ハ總テ福岡ニ行クノデゴザイマス、輸入スルモノハ決シテ長崎カラ來ナ、總テ福岡カラ來ルト云フヤウナ關係ニナシテ居リマス、又裁判所ノ關係カラ言ヒマシテモ、唯今ハヤハリ此地方行政ノ區劃同ジヤウニナシテ居リマスノテ、長崎地方裁判所ノ支部が嚴原ニ出來テ居リマスガ、嚴原カラ長崎ヘ行クトキニハ、非常ニ長イ時間ト、遠イ所ヲ通シテ行カナケレバナリマセヌガ、若シ是ガ福岡地方裁判所ノ支部ニナリマシタラ、イロイロノ便宜ヲ得ルニアラウト思フノデゴザイマス、唯今申上マシタ四種ノ理由ハ、其一アリマシテモ、私ハ十分ニ轉縣ノ理由ニナルニアラウト思ヒマスガ、是等ノモノヲ綜合致シマスト、立派ニ對馬ノ國及壹岐ノ國ハ福岡縣三入レルト云フノガ、相當アラウト信ズルノデアリマス、政府委員ニ問ヒマスルト云フト、此轉縣分合ト云フヤウナコトヲ近キ將來ニ於テ行フ積リガナ、若シ近キ將來ニ於テ、日本全國ヲ通シテ轉縣分合ト云フヤウナコトガアリマスレバ、對馬ノ人モ、壹岐ノ人モソレマテ堪ヘサセテモ差支ナイト思ヒマス、是ヒマスルケレドモ、政府ハ近キ將來ニ於テ、サウニ云フコトヲスルノ者がナイト云フノデゴザイマスカラ、此始終不便不利ヲ受ケテ居ルトコロノ一國ノ人民ヲ助ケルタメニ、本案ヲ可決スルト云フコトハ、相當ノコトデアラウト信ズルノデアリマス、又反對論者ノ中ニハ、轉縣ト云フヤウナコトヲ希望スル地方ハ、全國ニ澤山アル、全國ニ澤山アルノニ、特ニ此一國ノ

ケヲ今日決議スルト云フノハ、是ハ大臣計テハナリカト云フ、議論ヲスル人ガアリマスガ、對州モ壹岐モ獨立シタコロノ島デゴザイマスカラ、若シ出來得ベクンバ、獨立會計ヲ持タセテ、獨立ノ縣治ノ下ニ置イテモ差支ナイト思フノデゴザイマスカラ、決シテ外ノ縣ニアリマストコロノ轉縣ノ事情ト、同一ノ意味ニ解釋スルコトハ出來マイト思フノデゴザイマス、ソレカラ又モリ一ソノ反對ノ理由ハ、長崎縣が困ルダラウ、斯シ云フ議論ガアリマシタ、對州壹州ヲ長崎縣カラ取シタラ、長崎縣が困ルダラウト云フ話テゴザイマシタガ、成程長崎縣ハ幾ラカ困ルカモ知レマセヌガ、併ナガラ是ガタメニ長崎縣ト云フ大キナ縣が濱レテシマストカ、或ハ長崎縣ト云フ今日ノ状態ガナクナント云フヤウナコトハ、少シモナ、マダノクソレハ前トハマルテ反對デ——所ガ福岡縣ハ少シモ困ラスト仰シヤル(「困ルモセシ、喜ビモシマセヌ」ト呼フ者アリ)ノミナラズ、對州、壹州ハ福岡縣ニ付イタトコロガ、決シテ厄介ニナルヤウナ貧弱ノ國デモナインデアリマス、右ノ次第ゴザイマスカラシテ、委員長ノ報告ニ反シマシテ、少數者ノ意見ヲ茲ニ報告ヲ致シマスル、即チ本案ヲ可決セラレントコロガ偏ニ希望致シマス。

○議長(杉田定一君) 採決ヲ致シ……チヨット通告ガアリマシタ、丸山嵯峨一郎君  
〔採決タタキ討論終結タタタノノ聲交々起り議場騒然〕

○丸山嵯峨一郎君 簡單ニ遣リマス

○淺野陽吉君 採決ノ宣告ヲサレタテハアリマセヌカ

○丸山嵯峨一郎君 私ハ發言ノ權利ヲ得マシタ  
○議長(杉田定一君) 議長ハ採決宣告ハ致シマセヌガ、採決ヲセントスルトコロヘ通告者ガアルト云フコトガ分シタノデアリマス、採決ヲセント欲スルトコロヘ——通告ヲ致シタトヘ討論終結ノ勧議が出来タノデアリマス、ソレニ依テ先ニ通告者ニ發言ヲ許シタノデアリマス

○淺野陽吉君 採決ノ宣告ヲ御取消ニナシタノデアリマスカ

○議長(杉田定一君) 宣告ハ致シマセヌ

○島田三郎君 確カニ宣告ガアリマシタ、此慣例ガ行ハレマスルト惡慣例ニナリマスセスガ、併ナガラ其餘ノ七分ハ總テ福岡ニ行クノデゴザイマス、輸入スルモノハ決シテ長崎カラ來ナ、總テ福岡カラ來ルト云フヤウナ關係ニナシテ居リマス、又裁判所ノ關係カラ言ヒマシテモ、唯今ハヤハリ此地方行政ノ區劃同ジヤウニナシテ居リマスノテ、長崎地方裁判所ノ支部が嚴原ニ出來テ居リマスガ、嚴原カラ長崎ヘ行クトキニハ、非常ニ長イ時間ト、遠イ所ヲ通シテ行カナケレバナリマセヌガ、若シ是ガ福岡地方裁判所ノ支部ニナリマシタラ、イロイロノ便宜ヲ得ルニアラウト思フノデゴザイマス、唯今申上マシタ四種ノ理由ハ、其一アリマシテモ、私ハ十分ニ轉縣ノ理由ニナルニアラウト思ヒマスガ、是等ノモノヲ綜合致シマスト、立派ニ對馬ノ國及壹岐ノ國ハ福岡縣三入レルト云フノガ、相當アラウト信ズルノデアリマス、政府委員ニ問ヒマスルト云フト、此轉縣分合ト云フヤウナコトヲ近キ將來ニ於テ行フ積リガナ、若シ近キ將來ニ於テ、日本全國ヲ通シテ轉縣分合ト云フヤウナコトガアリマスレバ、對馬ノ人モ、壹岐ノ人モソレマテ堪ヘサセテモ差支ナイト思ヒマス、是ヒマスルケレドモ、政府ハ近キ將來ニ於テ、サウニ云フコトヲスルノ者がナイト云フノデゴザイマスカラ、此始終不便不利ヲ受ケテ居ルトコロノ一國ノ人民ヲ助ケルタメニ、本案ヲ可決スルト云フコトハ、相當ノコトデアラウト信ズルノデアリマス、又反對論者ノ中ニハ、轉縣ト云フヤウナコトヲ希望スル地方ハ、全國ニ澤山アル、全國ニ澤山アルノニ、特ニ此一國ノ

○議長(杉田定一君) 少數——二讀會ヲ開クベカラズト云フニ決シマシタ——日程容レタデヤナイ

○議長(杉田定一君) フレデハ採決ヲ致シマス、討論終結セラレマシタ、採決ヲ致シマス、本案ノ一讀會ヲ開クベシト云フニ御同意ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト呼フ者アリ

〔「異議ナシ異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) フレデハ採決ヲ致シマス、討論終結セラレマシタ、採決ヲ致シマス、本案ノ一讀會ヲ開クベシト云フニ御同意ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 少數——二讀會ヲ開クベカラズト云フニ決シマシタ——日程

第十三、北海道國有林中公有林豫定地附ニ關スル建議案、委員長宮古啓二郎君

第十三 北海道國有林中公有林豫定地附ニ關スル建議案（淺羽靖君外四名提出）（委員長報告）

〔宮古啓二郎君登壇〕

○宮古啓二郎君 極く簡単ニ此案ノ委員會ノ經過ト結果ヲ御報告致シマス、此案ハ北海道ニ關シマスル大問題ニアリマス、北海道民ニハ大關係ヲ有スル問題デゴサイマスカラ、委員會ニ於キマシテハ、餘程慎重ニ審議ヲ致シマシタ、此案ノ要旨ハ、北海道廳ニ於キマシテ、明治二十一年ニ官林ノ種別ノ調査規程ト云フモノヲ據ヘマシテ、サウシテ第一種林、所謂公有林テアリマスガ、其公有林ノ調査ヲ致シマシテ、其結果四十五万町歩ト云フ公有林が出來タノアゴサイマス、其四十五万町歩ノ公有林ト云フモノハ、元來北海道ノ各區町村ニ吳レル譯テ出來タノアアルカラシテ、ドウガ是ハ直チニ北海道ノ各區町村ノ基本財產ニ吳レテ吳レロ、斯ウ云フノノガ即チ本案ノ要旨アルノアリマス、ソコデ委員會ニ於キマシテハ、段々審議ヲ致シマシタ結果、ソレハ往ケナイ、今直チニ此四十五万町歩ノ公有林ト云フモノヲ、各區町村ニ分ケテ吳レテシマウト云フコトハ出來ナイ、ソレハ其當ヲ得タモノノナイト云フコトニ認メマシタノアリマス、其譯ハ此四十五万町歩ノ公有林ト云フモノハ、一箇所ニアルノデハゴサイマセヌ、方々ニ散在ヲ致シテ居リマス、散在ヲ致シテアリマスルが、北海道ニ現ニ存スルトコロノ二百七十八ト云百七十八ト云フ區町村ニ、好イ鹽梅ニ割振シ得ル所ニアルカト云フト、サウデハナイ、是が北海道ノ三百七十九ト云フ區町村ノ中ニ各、存シテ居ルモノナラバ、ソレヲ分ケルト云フコトハ出來ルケレドモ、此ノ如クソチラコチラニ散在ハシテ居ルケレドモ、各區町村ニ好イ鹽梅ニ分ケ得ルト云フ場所ニアルノデハナイカラシテ、之ヲ各區町村ニ各、ニ吳レテヤルト云フコトニスルト云フコトハ、到底出來ルコトデナイ、若シ之ヲ分ケルト云フコトニスレバ、或區町村ハ、其中ニ存シテ居ルモノヲ貰フカラ宜イケレドモ、或區町村ハ、途方モナイ遠イ所ニアルトコロノモノヲ貰ハナケレバナラスト云フ結果ニナル、サウナルト云フ甚ダ不公平ナ結果ニナルノアルカラシテ、是ハ到底直チニ分ケテ吳レテシマウト云フコトハ、其宜シキヲ得タルモノデハナイ、斯ウ云フ意見ヲ委員會ニ於キマシテハ持シタノアリマス、ソコデ委員會ハ然ラバドウ云フコトニスルノガ宜シイカト云ヒマスルト云フト、此修正案ノ通リニスル方が宜シイ、斯ウ云フ意見デアルノデアリマス、其修正案ノ意見ト云フノハ、ドウ云フコトガアルカト申シマスレバ、即チ此四十五万町歩ノ公有林ト云フモノヲ分ケナイデ——分ケテ吳レナイデ、之ヲ其儘ニシテ置イテ、サウシテ之ヲ北海道ノ區町村ノ財源ニシテ置ク、サウシテ北海道廳長官ヲシテ經營ヲサセテ、其利益ヲ各區町村ニ分ケテヤルト云フノガ一番良イ方法デアル、斯ウ云フコトニ考ヘタノアリマス、ソレ故ニ委員會ニ於キマシテハ、滿場一致デ此修正案ノ通リニ決定ヲ致シタノゴザイマス、政府が之ニ對シテ如何ナル意見ヲ持シテ居ルカト申シマスルト政府ニ於テハ斯クノ通リデアル元來此公有林ト云フモノニ付テハ法律ニ依フテ爲シタ所ノモノデハナイノデアル、是ハ政府カラシテ別段命令ヲ下シテヤツト云フアル、斯ウ云フコトニ考ヘタノアリマス、併ナ此案ニ同意ヲスルト云フコトハ出來ナイ、併ナレテアルカラシテ、今日政府ニ於テ之ヲ北海道ノ各區町村ニ吳レナケレバナラスト云フ義務ハナイ、目下之ニ付テハ如何ニ處分スベキカト云フコトノ調査ヲシテ居ル中デアルカラシテ、マダ方針ガ極ラナイカラシテ、直チニ此案ニ同意ヲスルト云フコトハ出來ナイ、併ナガラ元來北海道廳長官ノ腹案トシテ斯ノ如ク爲シ來タモノアルカラシテ、政府ニ於テ何處マデモ北海道ノ區町村ノ利益ニナルヤウニシテ往クト云フ事柄ハ、ソレハ同意デア

ル、ソレハ宜シイケレドモ、如何ニスベキカト云フコトハマダ極ラヌノアルカラシテ、今日直チニ此案ニ同意ヲスルト云フコトハ出來ナイ、併ナガラ腹案トシテハヤハリ此修正案ノヤウナ風ニ、道廳ノ長官ニ經營ヲサセテ、利益ヲ分ケルト云フヤウナコトニスルヨリ外ハナシテアリマス、ソレカラ第二段ノ御問ノ法律案ヲ出サセルト云フヤウナ意義アルヤ否ヤト云フコトニ付テハ、獨リ法律案ハカリテハナイ、總テノ事柄ヲ此建議ノ趣意ノ通リニヤト此案ニハ同情ヲ有シテ居ラル、ト云フ譯アルノデゴサイマス、是が即チ委員會ノ經過竝ニ結果ヲゴザイマス、序ニ「ノ修正意見ガゴザイマスカラ、此所ニ諸君ニ御相談ヲ致シマス、ソレハ内容ハ唯今申シマス通り修正ヲ致シタノゴザイマス、其内容ト建議案ノ名稱トノ對照ヲシテ見マスルト云フト、符合シナイヤウニナシテ來タ、元來此名稱が北海道國有林中公有林豫定地附ニ關スル建議案ト云フコトニナシテ居シテ、即チ此公有林ヲ吳レテシマウト云フ事柄ヲ名稱ニマテ表ハシテ居ルケレドモ、今日直チニスラ吳レテシマウト云フコトハ往カヌト云フコトヲ、委員會デ決シマシタノハ、唯今申シマス通りデアリマスカラシテ、ヤハリ名前モ豫定地附與ト云フコトヲ削ルト云フコトニシナケレバ具合が惡ルイ、ソコデ是ハ斯ウ云フコトニ修正ヲ致シタノトコト思ヒマス、北海道國有林中公有林ノ處分ニ關スル建議案、即チ「豫定地附與」ト云フコトヲ「處分」斯ウ云フコトニ改メタイト思フノデアリマス、ソレ故ニ此修正案ニ付テ御同意下サルト同時ニ、名稱ノ修正意見ニ付テモ御同意ヲ願ロマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○中西六三郎君 チヨット質問ガアリマス、簡單ナコトデアリマス、此修正案ニモ亦唯今標題ノ修正ヲ委員長カラ發議ニナリマシタノラ承リマシテモ、公有林ノ豫定地ト云フ、此豫定地ト云フ文字ヲ削除サレテ居ルノハ、唯今ノ御報告ノ中ニモ稍意義が明瞭ヲ缺イテ居ル點モアリマスルシ、又委員會ノ最後ノ速記ヲ見マシテモ、此意義が明白ニ説明サレテ居ラヌノデゴサイマスガ、是ハ現在ニ於テ道廳が調查ラシテ居ル、町村ノ基本財產ノ豫定地、所謂一種林ト稱スルモノ、アレヲアノ儘デ將來ノ處分ヲ求ム意味デハナクシテ、場合ニ依リマシテハ、今道廳が調ベテ居ル土地ハ他ノ場所ト變更スルコトガアルカモ知ラヌ、即チ公有林ト云フモノガ、將來ニ設定サレルト云ノヤウナ意味カラシテ、殊更ニ豫定地ト云フ文字ヲ削ラレタモノト心得テ宜シウゴザイマセウカ、ソレカラモウーハ、其修正文ハ意味ハ了解致シマスガ、要スルニ別段ナ法律が設定サレナケレバ出來ナイコトデアルカラシテ、其建議ノ意味ハ、政府ヲシテ速ニ此建議ノ目的ヲ達スベキ法律ヲ發案セシムベキ希望デアルト、解釋ヲシテ宜シウゴザイマセウカ、右一段が私ノ見解ノ通りアルナラバ、委員長報告通リニ寸毫モ異議ハナイノアリマス

○宮古啓二郎君 御答ヲ致シマス、唯今中西君カラ御尋ニナッタ第一點ニ付キマシテハ、委員會ノ速記錄ニアルカラ、私ハ略シタノゴザイマスガ、此公有林豫定地ト云フ中ノ豫定地ト云フコトヲ除キマシタ趣意ハ、御尋ノ通リテアズ、即チ今日ニ於テ四十五万町歩ト云フモノカ、何處ナシト云フコトが既ニ確定シテ極シテ居ルケレドモ、併ナガラ今日ノ此公有林ノ豫定地ヲ、其儘果シテ此北海道ノ區町村ノ財源ニ充テルカ、或ハサウデナシニ別ナ所ニ之ヲ換ヘテ——地所ヲ換ヘテ、ソレヲ北海道ノ區町村ノ財源ニ充テルカト云フ事柄ハ未定アル、都合ニ依リマシテハ、今日ノ如クニ散在サシテ置クヨリハ、寧ロ一ト所トカ、若ク二二所、三所ト云フヤウニ纏メル方ガ、北海道廳長官ニ經營サセルニ於テ利益カモ知ラナイ、サウ云フ風ニマダ此所ハ極ラヌノアリマスカラ、ソレ故ニ公有林豫定地ト云フ、此豫定地ノ文字ヲ除キマシタ次第デアルノデアリマス、ソレカラ第二段ノ御問ノ法律案ヲ出サセルト云フヤウナ意義アルヤ否ヤト云フコトニ付テハ、獨リ法律案ハカリテハナイ、總テノ事柄ヲ此建議ノ趣意ノ通リニヤト此案ニハ同情ヲ有シテ居ラル、ト云フ譯アルノデゴサイマス、是が即チ委員會ノ經過

- 議長(杉田定一君) 公有林標題ノ改正「豫定地ノ附與」ト云フノヲ改メテ「公有地ノ處分ニ關スル建議」トスルト云フ標題ヲ修正スルト云フノアリマスガ、此修正ニ定規ノ賛成ガアリマスカ
- 議長(杉田定一君) 定規ノ賛成ガアルト認メマス、本案ニ御異議ハアリマセヌカ
- 議長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
- 〔賛成タク〕ノ聲起ル
- 議長(杉田定一君) 定規ノ賛成ガアルト認メマス、本案ニ御異議ハアリマセヌカ
- 中西六三郎君 本案ト仰シャッタノハ、委員長報告ノコトデアリマセウネ
- 議長(杉田定一君) サウニテ、委員長報告及修正テス、是ハ總テ御異議ナイモノ
- ト認メ決定致シマス、日程第十四、町村合併ニ關スル建議案、提出者植場平君
- 第十四 町村合併ニ關スル建議案(植場平君外四名提出)
- 町村合併ニ關スル建議案
- 町村自治事務ノ舉否ハ直ニ國運ノ消長ヲ意味シ國務ノ興廢ヲ來スヤ論ナシ
- 而シテ之カ振張發達ヲ期セムニハ小弱無資力ナル小町村ノ合併ヲ斷行シ大業ヲ以テ一二町村ノ自由意思ニ放任シテ自治ノ精神ヲ貫徹セシメムトスルモノノ如レ此ノ如キ喫緊ノ事業ニ就テハ政府ハ宜ク指導督勵シテ以テ速成ノ方針ニ出テラレムコトヲ望ム
- 右建議ス
- 〔植場平君登壇〕
- 〔簡単タク〕「長クナルト定數ヲ缺キマスカラ」ト呼フ者アリ
- 植場平君 町村合併ニ關スル建議案提出者ノ一人ト致シマシテ、御希望ノ通り極簡單ニ説明ヲ致シマス、諸君、御承知ノ通り現在ノ町村ノ過半數ハ極メテ小サケンテ、極メテ其資力ニ乏シモノデアル、故ニ町村ノ自治ヲ舉クルニ甚々困難シテ居ルト云フコトハ、是ハ最早私ノ説明ヲ俟ズシテ諸君ノ認ムルトニロ故ニ、此合併ヲ速成シテ大町村ト爲シ町村自治ノ完成ヲ期スルト云フコトが提出者ノ希望アリマス、否寧ロ國民大多數ノ希望アリマス、故ニ本案ヲ提出シタ所以ニアリマス、詳細ナルコトハ委員會ニ於テ説明モ致シマスシ、又御意見モ伺ヒタノデアリマス、故ニ是テ説明ヲ略シマス
- 恵松隆慶君 九名ノ委員、議長指名アランコトヲ望ミマス
- 〔賛成タク〕ノ聲起ル
- 議長(杉田定一君) 恵松君發議ノ通り、九名ノ委員議長指名ニ御異議アリマセヌカ
- 恵松隆慶君 九名ノ委員、議長指名アランコトヲ望ミマス
- 〔賛成タク〕ノ聲起ル
- 議長(杉田定一君) 御異議ガアリマセヌカラ、其通り決シマス、日程第十六ヨリ二十八ニ至ルマデハ皆請願デアリマスカラ、併セテ委員長ノ報告(一)隨分澤山アリマスルデ、説明ハ一點ケニスル方が便利テアラウト思ヒマスカラ、其通り致シマス
- 第十六 (特別報告第一號) 廣島江津間鐵道速成 (委員長報告)
- 〔竹越與三郎君登壇〕
- 竹越與三郎君 請願ノ報告第一號廣島江津間ニ鐵道ヲ設ケテ貨ヒタイト云フ請願デアリマス、是ハ二ヶ請願ガアリマシテ、一ヶハ長岡純一外百八十一名、一ヶハ日野洋曹外二百七十二名、此一ヶ一括シテ委員會ハ採決スベキモノト決定致シマシタ、其趣意ハ廣島ト江津ノ間ハ土地平坦ニシテ極メテ鐵道工事ヲ施スニ容易イ、而シテ濱田、境ノ兩港ハ特別輸出港デアル、又濱田境ニハ將來ニ於テ旅團が設置ニナル、遙ニ向フニハ浦潮ノ港モアルノデ、ドウシテモ此鐵道ヲ即チ廣島ト江津ノ間ニ設ケラ貨ヒタイト、斯ウ云フ理由デアリマス、委員會ハ滿場一致ヲ以テ採擇スルコトニ決定致シマシタ
- 恵松隆慶君 此請願ハ陰陽連絡ニ關スル必要ノ豫定線デアルカラ、全會一致ヲ以テ採決セラレントラウト望ミマス
- 議長(杉田定一君) 本案採擇ニ御異議ハアリマセヌカ
- 〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ
- 議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス採擇ニ決シマス、日程第十七、特別報告第四號、日露戰爭ニ因ル個人損害救濟ノ請願外三件

- 河上英君 是ハ隨分理由ハアリマスケレモ、此場合デアリマスカラ此處ニ簡單ニ申上ゲマス、要スルニ稅が高イ、高イガタメニ當業者が廢業スルト云フノアリマス、其廢業ノタメニ惡イ鳥獸が害ラスル、斯ウ云フノアリマス、是ハ免許稅ノ額ハ此建議案ニハ極メテアリマセヌ、政府モ既ニ此案ニ對シマシテハ、本議會ニ改正案ヲ提出セラレマシタガ、ソレハ三等ノ一圓ト云フノヲ五圓ニセラレタノデアル、一等ニ等ハヤハリ非常特別稅ノ通リニナシテ居リマス、吾々が建議致シマスルトコロハ、ソレモ併セマシテ下ヶテ貰ヒタク、斯ウ云フ意思ガ此中ニ含シテ居リマスドウカ委員ヲ御設ケニナリマシテ、御調查ヲ願ヒタイメアリマス
- 恵松隆慶君 九名ノ委員、議長指名アランコトヲ望ミマス
- 〔賛成タク〕ノ聲起ル
- 議長(杉田定一君) 御異議ガアリマセヌカラ、其通り決シマス、日程第十六ヨリ二十八ニ至ルマデハ皆請願デアリマスカラ、併セテ委員長ノ報告(一)隨分澤山アリマスルデ、説明ハ一點ケニスル方が便利テアラウト思ヒマスカラ、其通り致シマス
- 第十七 損害救濟ノ請願外三件 (委員長報告)
- 竹越與三郎君 此請願ハ四ヶアリマス、一ヶハ杉浦龍吉外十六名カラノ請願、一ヶハ宮城彦次郎ノ請願、是ハ清榮丸擊沈ニ關スル救濟ノ請願、一ヶハ太田儀三郎外八名ヨリ朝鮮ノ城津被害居留民救濟ニ關スル請願、一ヶハ南島儀三郎ヨリノ請願デ、奈古浦丸ヲ擊沈セラレタニ付キ救濟フシテ貨ヒタコト云フ請願、請願委員會ハ此四ヶ併セテ採擇スルト云フコトニ決定致シマシタ、是ハチヨット事情ヲ申上ケテ置ク必要ガアルト思ヒマス、此請願ハ第一十二議會、第二十二議會ニ於テ採擇セラレテ政府ニ送ツテアルガ、今ニ於テ政府ハ何等之ニ結果ヲ付ケナインアリマス、此路領ニ於テ戰爭中ニ我臣民が受ケタ災害ハ、如何ニモ同情精ヲ表スベキモノガ多イノデアリテ、其一例ヲ舉ゲマスレバ日露ノ間既ニ危機が迫リテ、近日開戦テアラウト云フコトヲ主觀的ニ察シタノ

テ、我臣民ハ漢堡、亞米利加、ラインノバタビヤ、號ヲ約束シテ之ニ乗テ歸ラウト思ツタノ  
ヲ、我官憲ノタメニ差留メラレア、大丈夫アルカフモウ少シ待テト云フノア留メラレタ、然ル  
ニ其船ガサウ云フ譯テ差留メラレタカラ、其處ニ安座シテ居ルト、彼ノ騒ガ起シタト云フヤウ  
ナ譯デアル、又モウ一ツハ哈爾賓アタリニ於ケル我人民ガ、危機既ニ迫ツタト云フノア、  
浦鹽ヘ引上ゲヤウツルト、浦鹽ノ官憲カラ態と書記生ヲヤツテ、大丈夫ガカラト云シテ、  
說諭サセテ、ソレガタメニ留マツテ、今留マル、留マラヌト云シテ相談シテ居ル最中ニ最早戦  
争が始マツト云フヤウナ譯デ、是等ノ事情ヲ澤山舉ケテ見ルト、如何ニモ氣ノ毒デアル  
ノデス、況ヤ其外清榮丸、奈古浦丸其他ノ事件ニ至シテハ、誠ニ事實明白ニシテ、更  
ニ疑ヲ挿ムノ餘地ガナインテアリマス、是等ノ損害ヲ合計スルト、千七八百万圓ト云フ  
額ガ外務省ヘ出テ居ルサウデアリマス、請願委員會ハ千七八百万圓ノ損害ヲ直チニ認  
メルコトハ大早計ト思ヒマスガ、併シ事實ニ於テ戰爭ノタメニ被害ヲ受ケタ臣民ヲ救  
濟スルノ義務ハ國家ニアル思フノア、此請願ヲ採決シタ次第アリマス

○議長(杉田定一君) 〔異議ナシ異議ナシ〕  
〔異議ナシ異議ナシ〕  
利根川水害豫防工事速成ノ請願外二十四件

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第十八、特別報告第五號、  
利根川水害豫防工事速成ノ請願外二十四件

第十八 (特別報告第五號) 利根川水害豫防工事 (委員長報告)  
速成ノ請願外二十四件

○竹越與三郎君 是ハ根本正君ヨリ御紹介アリ、利根川水害ノ豫防工事が遅キトシテ  
進マヌハ誠ニ困ルカラ、速ニ工事ヲヤシテ吳レト云フ、請願ヲ是亦委員會ハ滿場一致ヲ  
以テ採擇ニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 採擇ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシ異議ナシ〕  
〔異議ナシ〕  
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第十九、特別報告第六號  
高等商業學校設置ノ請願

第十九 (特別報告第六號) 高等商業學校設立ノ (委員長報告)  
請願

○竹越與三郎君 是ハ越中高岡ノ商業會所カラノ請願デ、北陸地方ニ高等商業學  
校ガナインハ、小ハ地方ノタメニ大ハ日本ノタメニ困ルカラ、速ニ之ヲ設立シテ貰ヒタイト  
云フ請願デアリマス、政府ハ稍々之ニ異論ヲ挿ミマシタガ、委員會ハ滿場一致ヲ以テ採擇  
ニ決定致シマシタ

○議長(杉田定一君) 採擇ニ御異議ハアリマセヌカ  
〔異議ナシ異議ナシ〕  
〔異議ナシ〕  
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程二十、特  
別報告第七號、鐵道速成ノ請願

第二十 (特別報告第七號) 鐵道速成ノ請願 (委員長報告)  
○竹越與三郎君 是ハ新潟縣ノ新發田ヨリ秋田ニ至ル羽越海岸鐵道、又米澤ヨリ  
新潟縣下坂ニ至ル羽越横斷鐵道、山形縣下船形ヨリ宮城縣下石ノ巻ニ至ル、陸羽  
橫斷鐵道、山形縣下新庄ヨリ酒田ニ至ル新酒鐵道、是ダケラ速ニ拵ヘテ貰ヒタイト云  
フ請願デアリマス、委員會ハ又之ヲ採擇スルニ決シマシタ  
○恵松隆慶君 此案ハ次ノ日程マテ皆籠テ居ルノア、此一案ヲ採擇スレバ、鐵道ニ闢ス  
ル次ノ日程ハ採擇ニチクモノト看做シマスカ

第二十一 (特別報告第十七號) 新庄酒田間鐵道 (委員長報告)  
速成ノ請願

○竹越與三郎君 是ハ山形縣西田川郡鶴岡町長林茂政以下十八名ヨリノ請願デ  
アリマシテ、此新庄酒田間ノ鐵道ヲ第一期ニ引上ゲテ貰ヒタイト云フ、請願デアリマス、  
是ハ曩ノ鐵道請願ヲ採擇シタ同シ意味ヲ以テ採擇ニ決定シマシタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議ハアリマセヌカ  
〔異議ナシ〕  
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第二十二、特別報告第十  
八號、鐵道速成ノ請願

第二十二 (特別報告第十八號) 鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

○竹越與三郎君 是ハ前ノ請願ト同シク林茂政ヨリノ請願デ、越羽沿岸鐵道デ速ニ  
拵ヘテ貰ヒタイト云フ、請願デ、委員會ハ採擇ニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議ハアリマセヌカ  
〔異議ナシ〕  
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程二十三、越羽海岸鐵道及  
酒田新庄間鐵道速成ノ請願

第二十三 (特別報告第二十五號) 羽越海岸鐵道 (委員長報告)

○竹越與三郎君 是ハ山形縣飽海郡南平田村小野寺順太外三十一名ノ請願デ、  
是ハ此名義が既ニ現ハシテ居ル通リノ鐵道デアリマシテ、是ハ委員會ハ採擇ニ決シマ  
シタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議ハアリマセヌカ  
〔異議ナシ〕  
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第二十四、直江津開港ノ  
請願外一件

第二十四 (特別報告第八號) 直江津開港ノ請願 (委員長報告)

外一件

○竹越與三郎君 是ハ長野商業會議所ト直江津商業會議所ヨリノ請願デ、ニツア  
アリマス、是ハ越中ヨリ新潟ニ至ル沿岸線ニ於テ、直江津が最モ輸出港ニ必要ナ所デア  
ルノニ、特別輸出港ニナシテ居ラヌノア、獨リ新潟ノミナラズ延イテハ信州埼玉アタリニ於  
ケル物貨集散ノタメニ甚ダ不都合デアルカラ、特別輸出港ニシテ貰ヒタイト云フ請願デ、  
採擇ニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議ハアリマセヌカ  
〔異議ナシ〕  
〔異議ナシ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程二十五、新潟縣高田區裁判所出張所新設ノ請願

## 第二十五 (特別報告第九號) 新潟縣高田區裁判 (委員長報告)

(特別報告第九號) 新潟縣高田區裁判 (委員長報告)

有用ノトキニ供シタ、併シ其金ハ直グ使ハナイデ、或一定ノ時マテ取ツテ置イテ貰ヒタ  
イト云フ請願アリマス、是ハ如何ニモ殊勝ノコト、思ウテ採擇ニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシ異議ナシ〕聲起ル

## 第二十六 (特別報告第十號) 宮津福知山間鐵道 (委員長報告)

(特別報告第十號) 宮津福知山間鐵道 (委員長報告)

中東鄉驛停車場新設ノ請願

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程三十、國有九州鐵道線路

中東鄉驛停車場新設ノ請願

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシ異議ナシ〕聲起ル

## 第二十七 (特別報告第十一號) 郵便局再設ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第十一號) 郵便局再設ノ請願 (委員長報告)

中東鄉驛停車場新設ノ請願

○竹越與三郎君 是ハ福岡縣岬村長石橋太之助外十六名提出、紹介讀員モ同一  
ノ人デ、此地方七十里ノ沿岸ニ於テ燈臺が無イ、而シテ此鐘岬燈臺ハ歷史的ニ成立シ  
テ居ツタ燈臺アルガ、私立ノ燈臺ヲ禁止セラレタコトガアツテ、ソレ以來ナクナツテ其地  
方ノ不便ガ甚グ大キイ、而シテ此地方ノ海が非常ニ荒イ、所謂響灘ナル名モ此地方ノ  
海が荒イカラ出タ位デアツテ、難破船ノ救助ヲ賞ヒタルニ尤モト思ウテ採擇ニ決シマ  
シタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシ異議ナシ〕聲起ル

## 第二十八 (特別報告第十二號) 裁判所出張所新設ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第十二號) 裁判所出張所新設ノ請願 (委員長報告)

中東鄉驛停車場新設ノ請願

○竹越與三郎君 是ハ福岡縣岬村長石橋太之助外九名ノ請願アリマス  
此勝田郡ハ非常ニ產業が發達シテ從來ト事情が異ブテ居ルニ拘ハラズ、郵便局が  
出來ナイデ困ル、故ニ此南部ノ方ニ郵便局ヲ簡所設ケテ貰ヒタイト云フ請願アリマ  
ス、是ハ篤ト事情ヲ審査シタ上ニ必要ノコト、認メテ採擇スルニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシ異議ナシ〕聲起ル

## 第二十九 (特別報告第十三號) 獻金ニ關スル請願 (委員會報告)

(特別報告第十三號) 獻金ニ關スル請願 (委員會報告)

中東鄉驛停車場新設ノ請願

○竹越與三郎君 是ハ大阪ノ岩崎龍山方平民日下英男ト云フ人ノ請願アリマス  
此請願ハ國政府へ獻金シテ而シテ以テ外國ノ公債ヲ賣ツテ、其利子ヲ還轉シテ國家  
百圓ノ金ヲ政府へ獻金シテ而シテ以テ外國ノ公債ヲ賣ツテ、其利子ヲ還轉シテ國家

○議長(杉田定一君) 本件採決ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシ〕聲起ル

## 第三十 (特別報告第十四號) 國有九州鐵道線路 (委員長報告)

(特別報告第十四號) 國有九州鐵道線路 (委員長報告)

中東鄉驛停車場新設ノ請願

○竹越與三郎君 是ハ福島縣宗像郡ノ尾國十三外六十名提出、藤君、多田君ノ  
紹介讀員アリマス、此東鄉停車場ヲ設ケルト云コトハ、單リ地方產業ノ發達ノミナラ  
ズ、鐵道營業純益ヲ増加シ、又軍事上、政治上ニ甚グ便宜が多いカフ、ドウガ停車場  
ヲ設ケテ貰ヒタイト云フ請願アリマス、事情ヲ聽取シタルニ尤モト思ウテ採擇ニ決シマ  
シタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシ〕聲起ル

## 第三十一 (特別報告第十五號) 鐘岬燈臺建設ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第十五號) 鐘岬燈臺建設ノ請願 (委員長報告)

中東鄉驛停車場新設ノ請願

○竹越與三郎君 是ハ福岡縣岬村長石橋太之助外十六名提出、紹介讀員モ同一  
ノ人デ、此地方七十里ノ沿岸ニ於テ燈臺が無イ、而シテ此鐘岬燈臺ハ歷史的ニ成立シ  
テ居ツタ燈臺アルガ、私立ノ燈臺ヲ禁止セラレタコトガアツテ、ソレ以來ナクナツテ其地  
方ノ不便ガ甚グ大キイ、而シテ此地方ノ海が非常ニ荒イ、所謂響灘ナル名モ此地方ノ  
海が荒イカラ出タ位デアツテ、難破船ノ救助ヲ賞ヒタルニ尤モト思ウテ採擇ニ決シマ  
シタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシ〕聲起ル

## 第三十二 (特別報告第十六號) 鐵道列車ニ禁煙 (委員長報告)

(特別報告第十六號) 鐵道列車ニ禁煙 (委員長報告)

中東鄉驛停車場新設ノ請願

○竹越與三郎君 禁酒會長安藤太郎ノ請願、名ノ現ハス如ク禁煙車ヲ擁ヘテ貰ヒ  
タイト云フ請願、採擇スルコトニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシ〕聲起ル

## 第三十三 (特別報告第十九號) 國民大禮ノ公式 (委員長報告)

(特別報告第十九號) 國民大禮ノ公式 (委員長報告)

中東鄉驛停車場新設ノ請願

○竹越與三郎君 此請願ハ我邦ノ風俗變遷カラ、冠婚葬祭ノ禮式が定マラヌデ甚  
ダ混雜スル、故ニ政府ハ從來ノ風俗ニ則シテ新ニ大禮ヲ制定シテ貰ヒタイト云フ請願ア  
リマス

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第三十二、國民大禮ノ公  
式制定ノ請願

## 第三十四 (特別報告第二十號) 岩崎龍山方平民日下英男ト云フ人ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第二十號) 岩崎龍山方平民日下英男ト云フ人ノ請願 (委員長報告)

中東鄉驛停車場新設ノ請願

○竹越與三郎君 是ハ大阪ノ岩崎龍山方平民日下英男ト云フ人ノ請願アリマス  
此請願ハ國政府へ獻金シテ而シテ以テ外國ノ公債ヲ賣ツテ、其利子ヲ還轉シテ國家

○議長(杉田定一君) 本件採決ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシ〕聲起ル

## 第三十五 (特別報告第二十一號) 岩崎龍山方平民日下英男ト云フ人ノ請願 (委員長報告)

(特別報告第二十一號) 岩崎龍山方平民日下英男ト云フ人ノ請願 (委員長報告)

中東鄉驛停車場新設ノ請願

○竹越與三郎君 是ハ大阪ノ岩崎龍山方平民日下英男ト云フ人ノ請願アリマス  
此請願ハ國政府へ獻金シテ而シテ以テ外國ノ公債ヲ賣ツテ、其利子ヲ還轉シテ國家

○議長(杉田定一君) 本件採決ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシ〕聲起ル

アシテ、委員會へ至極事情ニ適シタコト、思シテ採擇スルコトニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第三十四、復族ニ關スル請願

第三十四 (特別報告第二十號) 復族ニ關スル請 (委員長報告)

○竹越與三郎君 是ハ宮城縣志田郡白幡常太郎外一名ノ請願デ、舊仙臺藩大卒

九千八百五十四人中、一千六十六人ハ既ニ復族セラレテ居ルが、他ノ七千何百人ハ復族セラレナイ、是ハ如何ニモ氣ノ毒ナコトデアルカラト云々テ、復族セラレタ人々カラノ請願デアシテ、事情ヲ聽イタ上極メテ同情ヲ有ツベキモノト思ウテ採擇ニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第三十五、長崎地方裁判所平戶支部裁判事務復舊ノ請願

第三十五 (特別報告第二十一號) 長崎地方裁判 (委員長報告)

○竹越與三郎君 是ハ長崎地方裁判所管内、嚴原及福澤兩支部ハ、裁判事務ガ復舊セラレタガ、此平戶支部ノ復舊サレナカッタ、甚ダ都合ガ悪ルイカラ、ドウカ外ノ復舊セラレタモノト同様復舊シテ貰ヒタイト云フ請願アリマス

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第三十六、大湊鐵道敷設

第三十六 (特別報告第三十二號) 大湊鐵道敷設 (委員長報告)

○竹越與三郎君 是ハ青森縣野邊地停車場附近ヨリ大湊ニ至ル線路ヲ、第一期線ニ

引上ダテ貰ヒタイト云フ請願デアル、是ハ極メテ採擇ヲ必要ト思シテ採擇ニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第三十七、地租特免ノ請願外二件

(特別報告第二十二號) 地租特免ノ請 (委員長報告)

○竹越與三郎君 是ハ茨城縣長島泰助、白井春五郎、五十嵐彌二郎ノ三町村長

カラノ提出デ紹介議員ハ宮本嘉樂君ヨリ地方ノ事情ヲ聽取シテ、如何ニモ尤モナコトト思ウテ採擇スルコトニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第三十八、復族ノ請願

第三十八 (特別報告第二十四號) 復族ノ請願 (委員長報告)

○竹越與三郎君 是ハ高知縣高知村岡端一外七名テ、從來土三準セラレテ居ラ

身分ニアツタノニ、罪ナクシテ下級平民ニ貶セラレタコトヲ不當トシテ復族ヲ出願シタケレドモ、採用が出來ナカツタノデアル、併ナガラ家譜ノ興亡ニ關スル大事件デアルカラ、是非復族シテ貰ヒタイト云フコトデ、或ハ之ヲ見テ滑稽ト思フ人カアルカラモ知レスケレドモ、併シ當人ハ成程一身ヲ國家ニ捧ゲテ勤イタト思ウテ、其他ノ士族同様ノ待遇ヲ受ケベドモノト思フノハ無理ナラヌコト、思フカラ、之ヲ採決スルコトニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——御詰リ申スコトガアリマス、勸業銀行及農工銀行資金充實ニ關スル建議案委員岡田治衛武君、同委員辭職ノ旨願出ガアリマス、許可シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、該委員ハ議長指名ニ付キ、松本大吉君ヲ指名致シマス、尙報告ガアリマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——御詰リ申スコトガアリマス、勸業銀行及農工銀行資金充實ニ關スル建議案委員岡田治衛武君、同委員辭職ノ旨願出ガアリマス、許可シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

### 衆議院議事速記録第十五號正誤

正誤表

三三下三三之ニ金額ガ  
三三上之ニ費ス金額ガ

正誤表

正誤表